

大多喜町第 4 次総合計画

前期基本計画

(案)

目 次

第3編 前期基本計画	1
Ⅰ 前期基本計画の概要	2
1 基本計画の目的	2
2 計画期間	2
Ⅱ 前期基本計画の推進に当たって	3
1 計画の周知	3
2 成果指標の設定及び計画の進捗管理	3
Ⅲ 未来づくり重点プロジェクト	4
1 移住・定住推進プロジェクト	5
2 こどもまんなかプロジェクト	6
3 健康長寿プロジェクト	7
Ⅳ 分野別施策	9
基本目標1 地域自治・行政経営～多様性を認め合い自分らしく暮らせるまちづくり..	11
1-1 住民参加・協働・コミュニティ	12
1-2 共生社会	15
1-3 広報・PR	18
1-4 行財政運営	21
1-5 広域連携	25
基本目標2 産業・経済～産業活力にあふれたまちづくり	27
2-1 農林業	28
2-2 商工業・雇用	33
2-3 観光	38
基本目標3 生活基盤～暮らしの質を高めるまちづくり	43
3-1 土地利用	44
3-2 住宅・宅地	46
3-3 公共交通	49
3-4 道路	52
3-5 消防・防災	54
3-6 交通安全・生活安全	58
基本目標4 生活環境～自然環境と調和したまちづくり	63
4-1 環境保全	64
4-2 環境衛生	67
基本目標5 教育・文化～人を育み若者を育てるまちづくり	73
5-1 子ども教育	74
5-2 生涯学習	81
5-3 芸術・文化	84

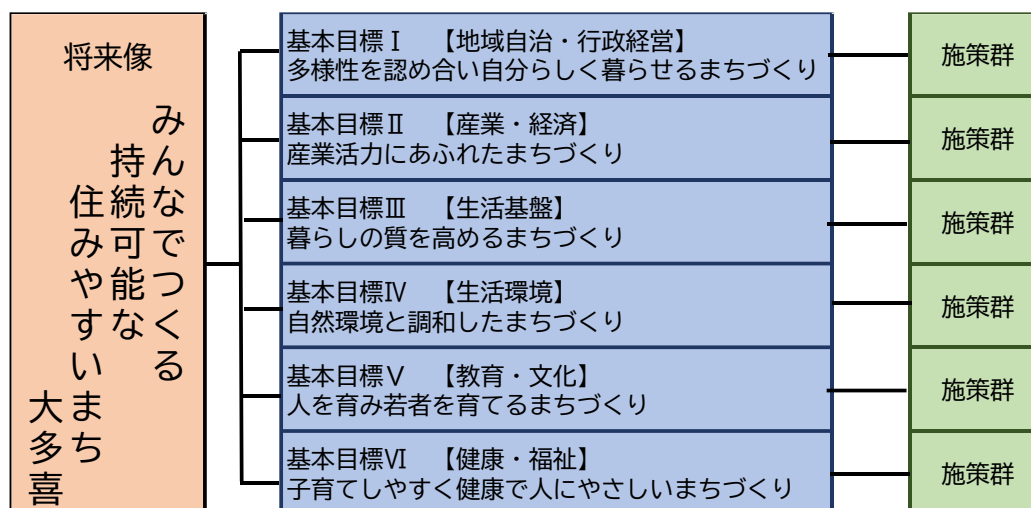
5-4 スポーツ	86
基本目標 6 健康・福祉～子育てしやすく健康で人にやさしいまちづくり	89
6-1 結婚・こども・子育て支援	90
6-2 健康・医療	96
6-3 高齢者福祉	99
6-4 地域福祉	103
6-5 障がい者福祉	106
6-6 社会保障	109

第 3 編 前期基本計画

I 前期基本計画の概要

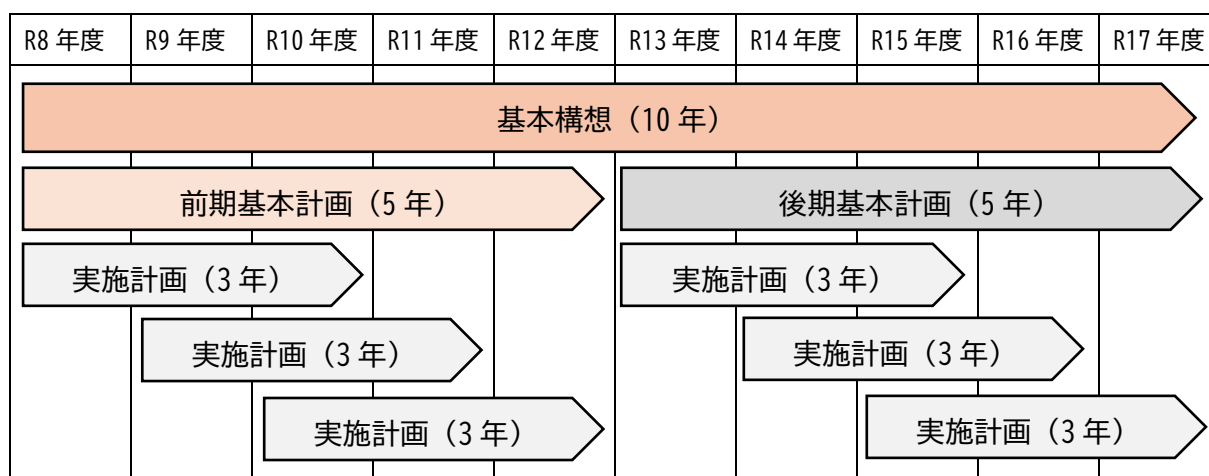
1 基本計画の目的

基本計画は、基本構想に掲げる本町の将来像「みんなでつくる 持続可能な住みやすいまち 大多喜」を実現するために、基本構想に示された、分野ごとの基本目標の達成に向けて取り組むべき具体的な施策を定めるとともに、それらを推進するための指針となるものです。



2 計画期間

第4次総合計画の期間は10年間とし、「基本構想」は令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間、「基本計画」は基本構想の前期5か年、後期5か年をそれぞれ前期基本計画期間、後期基本計画期間とします。また、基本計画に基づく実施計画期間を3年間とします。



Ⅱ 前期基本計画の推進に当たって

1 計画の周知

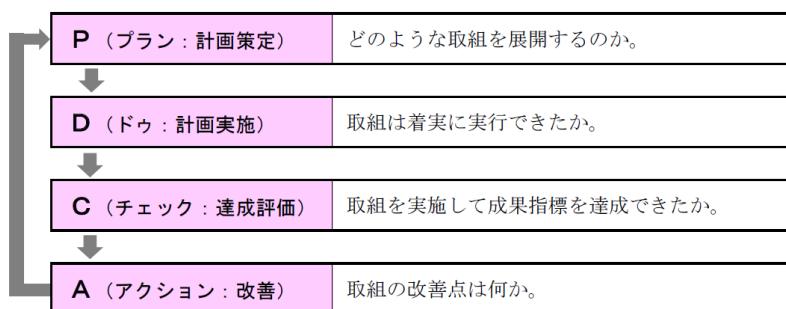
基本計画を効果的かつ効率的に推進するためには、住民をはじめ、行政、事業者、各種団体など、地域社会を構成するすべての主体が連携・協働することが重要であり、それには1人でも多くの方に本計画の目標や施策の方向性、各主体に求められる役割等を知っていただく必要があります。

このため、本計画の内容を町の広報紙やホームページ等を活用して紹介するとともに、本計画を住民や関係者等に配布し、積極的な周知を図ります。

2 成果指標の設定及び計画の進捗管理

本計画では、6つの基本目標を達成するための具体的な施策を策定するとともに、施策の効果を検証するために、施策項目ごとに成果指標を設定します。

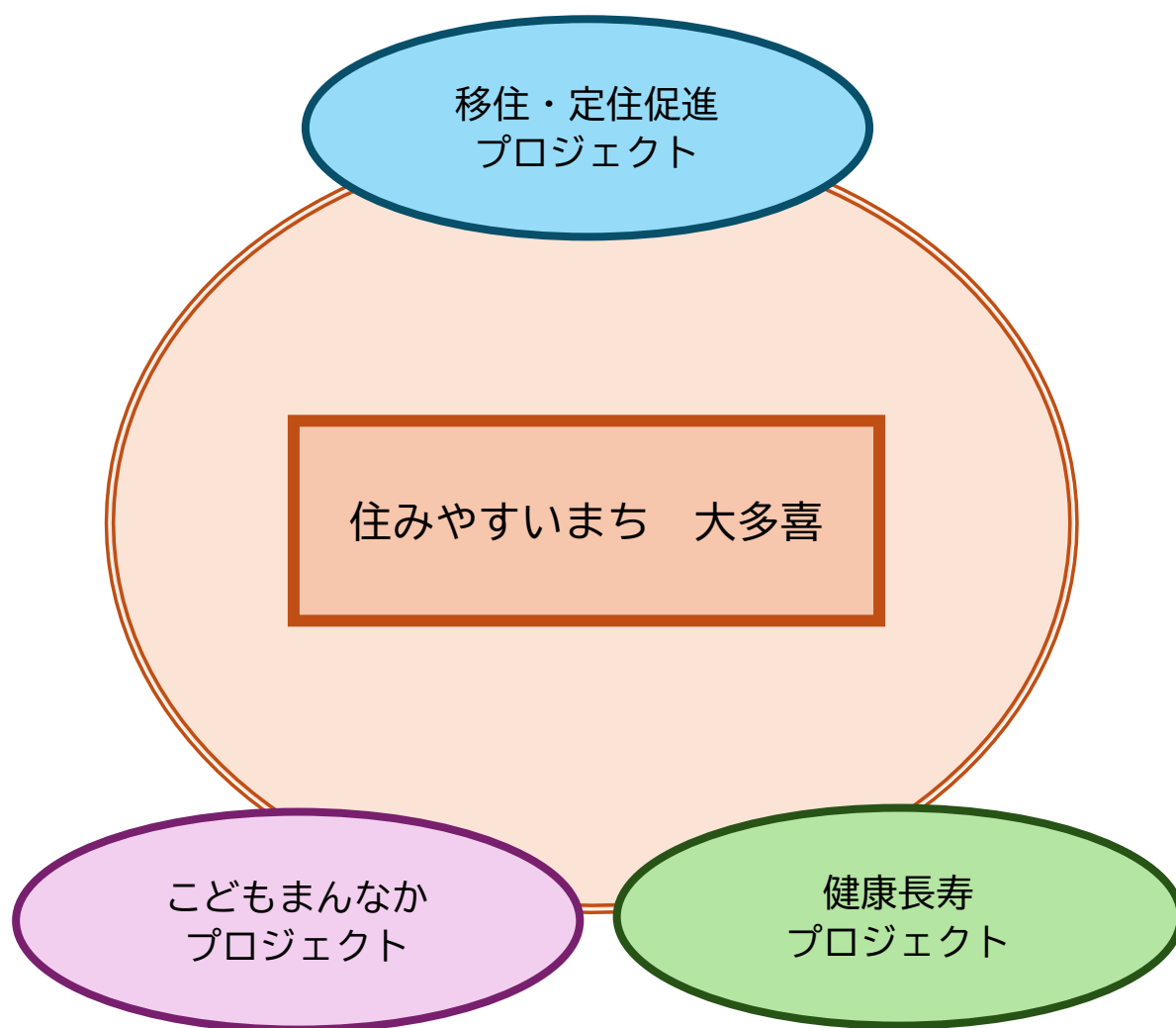
本計画の推進に当たっては、この成果指標の達成度により進捗を管理するとともに課題を抽出し、改善の動きにつなげる「PDCAサイクル」を導入することとします。



Ⅲ 未来づくり重点プロジェクト

まちの将来像「みんなでつくる 持続可能な住みやすいまち 大多喜」の実現に向け、本計画における6つの基本目標の枠組みを超えて、総合的かつ横断的に本町の課題解決に取り組むための重点プロジェクトを、3つの「未来づくり重点プロジェクト」に整理し、前期基本計画を先導するものと位置付け、全庁をあげて分野横断的に重点的に取り組みます。

3つのプロジェクトでは、人口減少に歯止めをかけるため、「移住・定住促進プロジェクト」を推進するとともに、「こどもまんなかプロジェクト」及び「健康長寿プロジェクト」を進めることにより、こどもからお年寄りまで、住みやすいと感じる魅力あるまちを目指し、「未来づくり重点プロジェクト」を推進します。



1 移住・定住促進プロジェクト

人口はまちの活力の源であり、人口流出を抑制するとともに、移住を促進し、定住人口の減少に歯止めをかけることが、本町の課題となっています。

そこで、民間活力の活用による分譲地やシティプロモーションによる本町の魅力発信など、誰もが住んでみたいと思える良好な住環境を整備し、「移住・定住促進」、「住宅政策」を重点的に推進します。

また、企業間の連携強化や各産業への支援を充実し、地域産業の活性化や雇用の確保、関係人口や交流人口の創出を図るため、「産業の振興」、「観光・交流の振興」に関する施策を重点的に推進します。

【プロジェクトの概要】

分野	概要
移住・定住促進	○ 子育て環境、自然環境など、本町の魅力を様々な広報媒体をととして情報発信します。 ○ 観光資源や地域資源などを活用し、町外からの来訪者を増やします。 ○ 地場産業を活性化し、働く場の確保に努めます。 ○ 地元企業と移住希望者や町民とのマッチングを図り、地元就職の増加を進めるとともに、移住や定住の推進に努めます。
住宅政策	○ 住宅需要に合わせた土地利用や宅地開発に努めます。 ○ 民間活力の適切な導入を図りながら住宅・宅地施策を進め、快適な定住環境の確保に努めます。 ○ 居住可能な空き家を活用した施策を推進します。
産業の振興	○ 生産性の向上や地域特産物の開発・育成、流通体制の充実や消費の拡大、他産業との連携により、一層の農業の振興に努めます。 ○ 企業間の連携強化や商業環境の整備、商業経営などへの支援を充実します。 ○ 企業ニーズ等を把握し、企業誘致を進めます。
観光・交流の振興	○ 大多喜城周辺や養老溪谷を中心とした観光交流を推進し、町外からの来訪者の増加を図ります。

2 こどもまんなかプロジェクト

町内 2 か所の公立保育園は、令和 6 年度に自然環境保育認証制度の認証を受けるなど、様々な特色ある保育活動を行っています。また、待機児童もなく、延長保育、休日保育などの保育サービスも充実しています。

都市部では得られない豊かな自然と歴史や文化の薫り高い環境の中で、こどもが健やかに成長し、若者や子育て世代が住み続けたい、住んでみたいと思えるまちを目指し、町全体で若者やこども・子育て世代を支えるため、「結婚・こども・子育て支援」、「教育」に関する施策を重点的に推進します。

【プロジェクトの概要】

分野	概要
結婚・こども ・子育て支援	○ 若者の結婚に関する希望の実現に向けて、男女の出会いの創出や婚活支援を行います。 ○ こどもの健やかな成長と幸せのために、地域全体で包括的にこどもやその家庭を支援していきます。 ○ こどもが個性豊かに成長し、安心して子育てができるよう保育サービスを充実します。 ○ 自然環境保育など、特色のある保育を推進します。
教育	○ 家庭や地域、学校が連携し、健やかな心と体を持った子どもが育つ環境を充実します。 ○ こどもたちが様々な課題解決を通じて、未来に向かって、持続可能な社会の維持・発展の担い手となれるよう、「生きる力」を育みます。 ○ 英語教育など、特色のある教育を推進します。

3 健康長寿プロジェクト

本町では、急速な少子高齢化、人口減少などの課題に直面しています。このような中で、町民一人ひとりがいつまでも安心して暮らしていけるよう、ライフステージに応じた健康増進のための環境づくりや社会参加の促進、住民のニーズに沿ったサービスの充実を図ることが必要になっています。

そこで、こどもから高齢者まですべての世代が健やかに笑顔で暮らせる地域社会の実現を目指して、「健康・医療」、「生きがいつくり」、「高齢者向けサービスの充実」に関する施策を重点に推進します。

【プロジェクトの概要】

分野	概要
健康・医療	○ すべての世代が健やかに笑顔で暮らせるまちを目指して、ライフステージに応じた健康増進のための支援を行います。 ○ 住民主体の健康づくり活動を推進するとともに、健康寿命の延伸に努めます。
生きがいつくり	○ 町民の多様な活動を支援し、高齢者の生きがいつくりや社会参加を推進します。 ○ 生涯学習活動団体の支援を充実するとともに、高齢者の引きこもりの予防に努めます。
高齢者向けサービスの充実	○ 介護・医療・生活支援が一体的に提供されるように、高齢者向けサービスの充実に努めるとともに、サービスを提供する人材の確保を図ります。

IV 分野別施策

【分野別施策のページの構成と見方】

1-1 住民参加・協働・コミュニティ

現状と課題

- 財政運営の厳しさが増すとともに、少子高齢化や人口減少により地域社会の担い手が不足することから、行政だけでは高度化・多様化する住民ニーズにきめ細かく対応することが難しくなることが予想されます。

この項目の施策に取り組むに当たって踏まえるべき現状と課題を示します。具体的には、社会動向や本町における状況、町の取組状況、今後求められる取組等について記載します。

基本方針

- 住民のまちづくりへの参画意識を醸成します。
- 協働のまちづくりを推進するために職員に求められる知識や能力の向上を図り、住民の理解を高めます。

この項目の施策に取り組むに当たっての基本方針を示します。

施策の体系

1	住民参加・協働 ・コミュニティ	1	まちづくりへの参画意識の醸成
		2	行政と住民の協働の推進
		3	コミュニティ意識の啓発
		4	コミュニティ活動基盤の整備

この項目を構成する施策の体系を示します。

施策の内容

1-1-1 まちづくりへの参画意識の醸成

施策の方向	◆ 町政情報の積極的な発信や広報紙における住民参加や協働の推進を意識した紙面づくり等に努めます。 ◆ 特に中高生など若者が積極的にまちづくりに参加するよう町政への関心を高め、まちづくりに参画しようとする意識の醸成を図ります。
主な事業	

施策の体系に示した施策の方向と主な事業を示します。

成果指標

指標名	現状値	目標値
集会施設の整備数	1 施設	1 施設 (1 年間の累計)

この項目の施策効果を検証するために、項目ごとに成果指標を設定し、成果指標の達成度により計画の進捗を管理します。

関連計画

計画名	計画期間

この項目の施策に関連する計画を示します。

基本目標 1

地域自治・行政経営

～多様性を認め合い自分らしく暮らせるまちづくり

- 1-1 住民参加・協働・コミュニティ
- 1-2 共生社会
- 1-3 広報・PR
- 1-4 行財政運営
- 1-5 広域連携

当該施策と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）



1-1 住民参加・協働・コミュニティ

現状と課題

- 財政運営の厳しさが増すとともに、少子高齢化や人口減少により地域社会の担い手が不足することから、行政だけでは多様化・高度化する住民ニーズにきめ細かく対応することが難しくなることが予想されます。
- これからのまちづくりは、住民や各種団体、民間企業等と行政がそれぞれの役割を認識し、互いに連携・協力して進める必要があります。
- 住民と行政との協働や、町政への住民参加をより一層推進するため、情報公開の推進や広報活動の充実等を通じて、住民との情報の共有や行政運営の透明性の確保に努めることにより、住民の町政への関心を高め、まちづくりへの参画を促すことが必要となっています。
- 協働に関する住民の理解や職員の知識を高め、具体的な行動を促進する取組が求められることから、「協働のまちづくり」の方向性を明確にするとともに、住民と行政がお互いに尊重し合い、協力し合う取組が必要となっています。
- 核家族化や価値観の多様化等により、近所づきあいが希薄になりつつある一方、災害等の経験から、防災活動や防犯活動を担う地域社会の重要性が再認識されています。また、多様化・高度化する住民ニーズに対応するとともに、高齢化が進む中で、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちを形成していくためには、地域におけるコミュニティ活動を維持・拡大していくことが必要となっています。
- 地域コミュニティは、顔の見える関係性が強みである一方で、無意識の思い込みや偏見等による画一的な役割・期待が伴うと心理的な負担となり、都市部の匿名性に自由を求める傾向が見られます。今後は、「顔の見える関係性」に「多様な生き方の尊重」を組み合わせた地域コミュニティづくりが求められます。

〔集会施設整備数の推移〕

(単位：改築件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
整備数	0件	2件	4件	4件	0件

基本方針

- 住民のまちづくりへの参画意識を醸成します。
- 協働のまちづくりを推進するために、住民の協働に対する理解及び意識向上を図ります。
- 「顔の見える関係性」に「多様な生き方の尊重」を組み合わせた地域コミュニティ意識の啓発や活動基盤の整備を推進し、地域住民が互いに支え合いながら協力し合うコミュニティの形成を推進します。

施策の体系

1	住民参加・協働 ・コミュニティ	1	まちづくりへの参画意識の醸成
		2	行政と住民の協働の推進
		3	コミュニティ意識の啓発
		4	コミュニティ活動基盤の整備

施策の内容

1-1-1 まちづくりへの参画意識の醸成

施策の方向	◆ 町政情報の積極的な発信や広報紙における住民参加や協働の推進を意識した紙面づくり等に努めます。 ◆ 特に中高生など若者の町政への関心を高め、積極的にまちづくりに参画しようとする意識の醸成を図ります。
主な事業	■ 協働のまちづくり推進事業

1-1-2 行政と住民の協働の推進

施策の方向	◆ 各分野において既に協働で取り組んでいる町民活動について、強化・支援を実施します。 ◆ 協働のまちづくりを推進するために、協働の意義を理解し、参画する住民や活動を進める職員が必要なことから、町民向けの講習や職員研修等を実施します。
主な事業	■ 協働のまちづくり推進事業

1-1-3 コミュニティ意識の啓発

施策の方向	◆ 「顔の見える関係性」に「多様な生き方の尊重」を組み合わせた地域コミュニティ意識を啓発することにより、町民同士の連帯感を育み、自治会の加入やコミュニティ活動の活性化を推進します。 ◆ 地域の実情に合わせたコミュニティ活動の支援を実施します。
主な事業	■ コミュニティ育成事業 ■ 集落支援員事業

1-1-4 コミュニティ活動基盤の整備

施策の方向	◆ コミュニティ活動施設の整備や活動に対する助成を実施し、コミュニティ活動が安定的に継続される基盤の整備を支援します。
主な事業	■ コミュニティ育成事業

成果指標

指標名	現状値	目標値
まちづくり講習会の開催回数	1回／年	1回／年

1-2 共生社会

現状と課題

- 千葉県男女共同参画社会推進員制度を活用した広報・啓発活動や、審議会等における女性委員の登用促進、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する職員向け研修の開催など、男女共同参画社会づくりに向けて様々な取組を進めています。
- 「男性は仕事、女性は家庭」などという無意識の思い込みや偏見が根強く残っており、住民意識調査の結果を見ると、「男女共同参画社会づくり」は他の施策と比較すると重要度が平均より低くなっていることが課題となっています。
- 男性中心の組織文化や人間関係を表わすオールド・ボーイズ・ネットワークは、閉鎖的で排他的な男性同士のネットワークのことですが、女性の活躍や多様性の推進を阻害する要因とされ、近年では見直しの動きが進んでいます。
- 男性も女性も、多様性を認め合いながら、個性と能力に応じ、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会づくりを進めていくためには、性別による役割分担意識の是正に向けた意識啓発や、家庭や職場、地域、行政など様々な場において住民の意識改革・気運醸成を図る必要があります。
- 経済のグローバル化や情報技術・交通手段の発達に伴い、地方においても外国人と交流する機会が増加していることから、教育、文化、スポーツ、経済など様々な分野における国際交流事業を展開してきました。また、姉妹都市メキシコ・クエルナバカ市との交流にも取り組んできました。
- 町内在住の外国人が快適に生活できる環境づくりや国際化に対応した人材の育成、外国人観光客の誘致拡大に向けて、国際交流活動において中心的役割を担う国際交流協会の支援や子どもの英語教育の継続等を実施していくことが求められます。

基本方針

- 男女が尊重し合い、ともに個性と能力を発揮できるまちづくりを進めます。
- ワーク・ライフ・バランスの啓発に努め、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら、やるべきこと、やりたいことを両立出来る環境づくりを推進します。
- 男性中心の組織文化や人間関係を見直すため、多様な人材を活かし、組織や社会の活性化を図る取り組みである多様性の推進に努めます。
- 国際交流を促進し、まちづくりや人づくりに生かします。

施策の体系

2	共生社会	1	男女共同参画社会に向けた意識改革・気運醸成
		2	男女がともに働きやすい環境づくりの推進
		3	ワーク・ライフ・バランスの啓発
		4	男女共同参画計画の推進
		5	国際交流の促進
		6	多文化共生社会の推進

施策の内容

1-2-1 男女共同参画社会に向けた意識改革・気運醸成

施策の方向	◆ 男女共同参画社会に向けた意識改革・気運醸成を図るため、様々な広報媒体を活用した情報の発信や異なる個性を持つ人が、互いに活躍できる社会を推進します。 ◆ 無意識の思い込みや偏見等、個々の認知や意思決定に無意識に影響を及ぼすあらゆる偏見に左右されない環境づくりを推進します。
主な事業	■ 男女共同参画推進事業

1-2-2 男女がともに働きやすい環境づくりの推進

施策の方向	◆ 育児休業や介護休業制度等に関する啓発を行い、男女がともに働きやすい就労環境の整備を推進します。
主な事業	■ 男女共同参画推進事業

1-2-3 ワーク・ライフ・バランスの啓発

施策の方向	◆ 男女共同参画社会に向けたワーク・ライフ・バランスの啓発に努め、仕事と家庭の両立を図り、男女共同参画社会の実現につなげます。
主な事業	■ 男女共同参画推進事業

1-2-4 男女共同参画計画の推進

施策の方向	◆ 男女共同参画社会に向けた意識改革・気運醸成を図るため、様々な広報媒体を活用し、幅広い世代に対して啓発をします。 ◆ 各種団体との連携・交流等の取組を実施し、より効果的な計画を策定します。
主な事業	■ 男女共同参画推進事業

1-2-5 国際交流の促進

施策の方向	◆ 国際交流活動の中心的な役割を担う国際交流協会の事業を積極的に支援し、国際交流の活性化を図ります。
-------	--

1-2-6 多文化共生社会の推進

施策の方向	◆ 国籍や文化の異なる人々が本町で安心して暮らしていくことができるよう、必要となる生活情報や行政情報の提供に努めます。 ◆ 言葉や生活習慣などの文化を超えて、地域社会の一員として暮らしていくための環境整備を図ります。
-------	---

関連計画

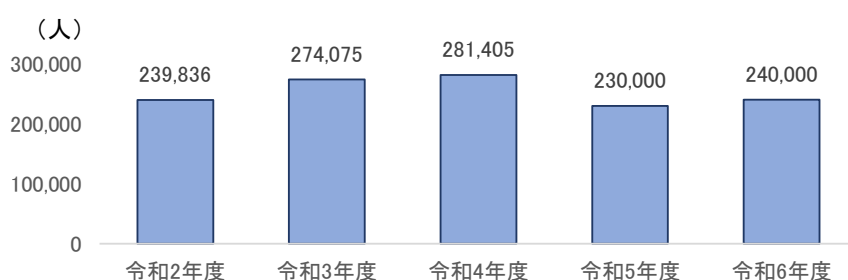
計画名	計画期間
第3次大多喜町男女共同参画計画	令和8年度～令和12年度

1-3 広報・PR

現状と課題

- 住民が町政の状況を正確かつ迅速に把握できるよう、広報紙やホームページなどにより生活に必要な町政情報を提供しています。
- 広報活動は、住民が必要とする情報を容易に取得できるよう、多様な媒体でわかりやすく提供することが求められることから、広報紙アプリ等のデジタル媒体を利用した情報提供手法の工夫、情報が伝わりやすい広報紙づくりを継続して取り組むとともに、若年層に関する情報の発信も行い、若い人に興味を持ってもらえるような広報紙づくりも実施していく必要があります。
- 広報紙発行の1年間の計画を立てて、スムーズな情報収集を図るとともに、広報紙掲載内容について、町の取組を載せてほしいという要望に対し、積極的な情報提供を行うことが必要となっています。
- 住民の意向を反映した適切な町政運営を行うために「町長への手紙」等の実施により住民の意向の把握に引き続き努めていく必要があります。また、寄せられた意見や要望を分析し、町政に迅速かつ効果的に活用していくことが求められます。
- 本町の様々な魅力を町の内外にPRし、大多喜町のブランド力を高めることなどにより、「行ってみたい」「住んでみたい」と思うファンを増やすためのシティプロモーションを推進し、関係人口や交流人口を増加させ、地域活力の維持向上への取組が求められます。

〔ホームページアクセスユーザー数の推移〕



※令和2年度から令和4年度まではホームページ閲覧者数

〔おおたき通信登録者数の推移〕

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数				1,097	1,457

※令和5年度から運用開始

基本方針

- 住民が必要とする情報をわかりやすく伝えることにより、住民の町政に対する理解を促進します。
- まちづくりに関する住民の意向の把握に努め、適切に町政に反映します。
- 関係人口や交流人口を増加させ、移住・定住人口増につなげていくためシティプロモーションを強化します。

施策の体系

3	広報・PR	1	広報活動の充実
		2	広聴活動の充実
		3	シティプロモーションの推進

施策の内容

1-3-1 広報活動の充実

施策の方向	◆ 広報体制については、各課が連携し情報の共有化を進め、効果的な情報発信を継続して実施します。 ◆ 広報紙については、記事の充実に努めることや、見やすく、わかりやすい紙面づくりを行うとともに、住民の意見を取り入れながら「住民とともにつくる広報」を目指します。 ◆ 町の情報（文字・音声・画像）をスマートフォンやタブレットで確認できるおおたき通信の登録者の増加を図ります。 ◆ タイムリーな町政情報を提供できるよう新たな手法を取り入れることを検討し、発信手法の充実を図ります。
主な事業	■ 広報おおたき発行事業 ■ 防災無線維持管理費

1-3-2 広聴活動の充実

施策の方向	◆ 「町長への手紙」や各種アンケートなど広聴活動の各手法について、住民が取り組みやすいよう改善を図るとともに、住民からの意見等を町政に迅速かつ効果的に活用できるよう努めます。
主な事業	■ 広報おおたき発行事業

1-3-3 シティプロモーションの推進

施策の方向	◆ 本町の様々な魅力を町の内外にPRするシティプロモーションを推進し、定住促進や交流人口拡大を図るために、様々な広報媒体を活用した情報発信に取り組むとともに、県内外のイベントに参加し、PR活動を行います。 ◆ 撮影誘致事業（ロケーションサービス）を行う事業者を支援することにより、関係人口や交流人口の増加、またそれによる地域経済の活性化を図ります。 ◆ 町民が誇りを持ちながら、住み続けたいと思うまちとするため、町民とともに町の魅力の発掘に努めます。
主な事業	■ 交流促進事業 ■ 観光振興事業

成果指標

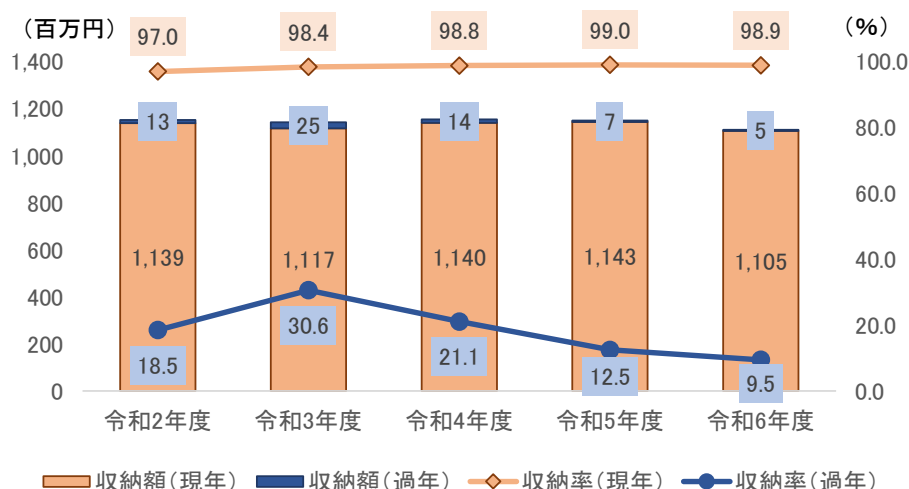
指標名	現状値	目標値
ホームページアクセスユーザー数	240,000 人	265,000 人
おおたき通信登録者数	1,457 人	2,000 人
地域間交流イベント等への参加	3 件	3 件

1-4 行財政運営

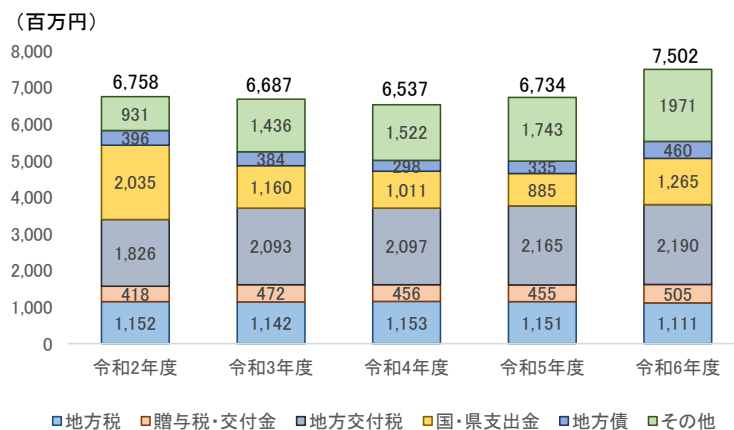
現状と課題

- 地域経済の低迷や急速な少子高齢化、人口流出等により町税収入が落ち込み、自主財源の確保が困難な状況が見込まれるとともに、各種交付金の大幅な増額も見込まれないため、歳入全体の増額を見込むことは困難な状況となっています。
- 歳出では、医療・福祉関連経費や一部事務組合の負担金等の増加が大きく、人件費や公債費の総額に占める割合も高い水準で推移するため、経常的な経費の割合が高く、政策的経費の財源確保は難しくなり、依然として厳しい財政状況が続くものと見込まれます。
- 本町の財政を将来にわたって持続可能なものとするためには、財政運営の透明性を確保し町民の町財政に対する理解を深めた上で、これまで取り組んできた事務事業の見直しや各種経費の節減、民間委託の推進等をさらに進め、効率的で効果的な行政運営を行うことが求められます。
- 自主財源の確保に向けては、定住人口の維持や本町経済の活性化、受益者負担の適正化、収税対策の強化等の取組を推進していくことが必要です。
- 情報通信技術を効果的に行政事務に導入することでDX（デジタル・トランスフォーメーション）を加速させ、住民サービスの効率化や住民の利便性の向上推進することが求められるとともに、サーバー及びネットワーク機器の計画的な更新を行い、経費の抑制、事務の効率化、業務の継続性の確保を図り、各種システムとの連携を図る必要があります。
- 高度情報化のために町が町内全域に敷設した光ファイバーケーブルを事業者に貸出しし、情報通信サービスが提供されていますが、この情報通信サービスが有効に活用されよう引き続き光ファイバーケーブルを維持管理することが求められます。

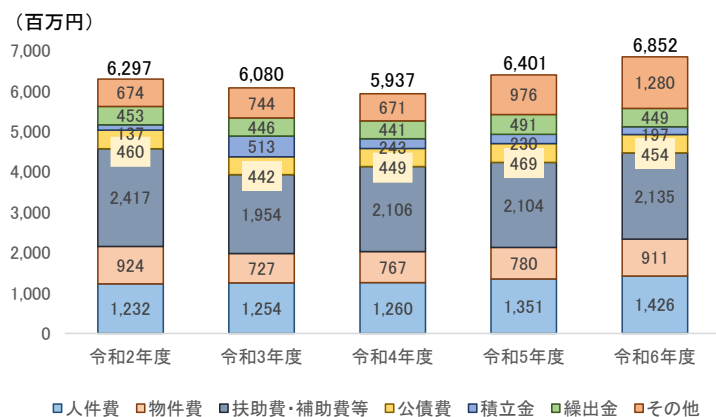
〔町税収納額・収納率の推移〕



〔歳入の推移〕



〔歳出の推移〕



基本方針

- 健全で効率的な行財政運営の推進により、持続可能な行財政基盤を維持します。
- 行政サービスの効率化や住民の利便性の向上を図るため、D X（デジタル・トランスフォーメーション）を推進します。

施策の体系

4	行財政運営	1	計画的、効果的な行政運営の推進
		2	効率的な組織運営の推進
		3	行政の情報化の推進
		4	持続可能な財政運営の確立
		5	健全な財政基盤の確保
		6	未利用町有財産の活用
		7	情報通信網を利用した地域情報化の推進

施策の内容

1-4-1 計画的、効果的な行政運営の推進

施策の方向	◆ 大多喜町第4次総合計画をはじめ、本町の諸施策の実施に当たっては、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルの運用を推進し、計画的、効果的な行政運営を行います。
-------	---

1-4-2 効率的な組織運営の推進

施策の方向	◆ 限られた財源と人材のもとで増加かつ多様化する行政需要に対し、適切な行政サービスを提供するため、職員の資質の向上を図り、潜在的な能力を最大限に引き出し、良質なサービスを提供できる職員の人材育成を推進します。
主な事業	■ 職員研修事業

1-4-3 行政の情報化の推進

施策の方向	◆ 行政サービスの効率化や住民の利便性の向上を図るため、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進します。 ◆ 計画的な情報システムの更新や情報セキュリティ対策、行政の情報化（デジタル化）の推進を図ります。
主な事業	■ 電子計算業務費 ■ 税務資料ファイリング業務委託事業 ■ 地図情報システム管理事業 ■ 住民基本台帳ネットワークシステム事業

1-4-4 持続可能な財政運営の確立

施策の方向	◆ 行政サービス水準の維持・向上を図るため、町民のニーズを的確に見定め実施事業の取捨選択をします。 ◆ 総合計画、公共施設等総合管理計画等の各種計画に沿った事業の推進に当たっては、補助金及び起債並びに基金の活用のほか、必要に応じ受益者負担も検討し財源の確保を図ります。 ◆ 将来にわたり持続可能な財政運営の確立を目指します。
-------	--

1-4-5 健全な財政基盤の確保

施策の方向	◆ 組織としての徴収技術、徴収率が低下しないよう、組織の滞納整理の体制、仕組みを構築し安定した税収の確保を図ります。 ◆ 固定資産税（土地）評価要領の改定を行い、適切な評価事務を推進し、健全な税収の確保を図ります。
-------	--

1-4-6 未利用町有財産の活用

施策の方向	◆ 現在活用されていない町有財産（土地・建物）については、関係部署と連携しながら、幅広く活用方法等を検討し、効果的な利用を推進します。
-------	---

1-4-7 情報通信網を利用した地域情報化の推進

施策の方向	◆ 町が整備した光ファイバーケーブルの維持管理に努めます。
主な事業	■ 地域情報通信基盤維持管理事業

成果指標

指標名	現状値	目標値
経常収支比率	93.5%	92.0%
実質公債費比率	3.9%	4.2%
町税収納率（現年分）	98.9%	99.0%

関連計画

計画名	計画期間
大多喜町 DX・情報化推進計画	令和 8 年度～令和 12 年度

1-5 広域連携

現状と課題

- 本町が自立した行政運営を安定的に推進していくためには、住民サービスの拡充を図りながら様々な事務事業を効率的に運営することが必要であるため、有効な手法となる広域行政については、今後も効果を検証しながら推進していくことが求められます。
- 消防、防災、保健、医療、福祉、自然環境などの各分野における行政課題は、年々、多様化・高度化していることから、市町村の行政区域を越えた広域連携により、行政運営の効率化を図ることが求められています。
- 消防、救急、介護、水道等の各分野においては夷隅郡市2市2町で夷隅郡市広域市町村圏事務組合を組織し、事業を実施しています。また、し尿処理やごみ処理、火葬場の運営においても広域連携による事業を行っています。

基本方針

- 広域的な行政課題について、近隣自治体との連携による取組を推進し、行政運営の効率化を図ります。

施策の体系

5	広域連携	1	広域圏行政の推進
		2	国・県との連携強化

施策の内容

1-5-1 広域圏行政の推進

施策の方向	◆ 広域的な行政課題について、近隣自治体との連携により、財政負担の少ない効率的、効果的な施策の展開を図ります。
主な事業	■ 広域行政推進事業 ■ 上水道運営事業 ■ 介護認定審査会共同設置事業 ■ 環境衛生事務費 ■ 斎場無相苑管理運営事業

1-5-2 国・県との連携強化

施策の方向	◆ 国や県の動向の把握をするとともに、必要な事業の実施や支援への要望をします。
-------	---

基本目標 2

産業・経済

～ 産業活力にあふれたまちづくり

2-1 農林業

2-2 商工業・雇用

2-3 観光

当該施策と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）



2-1 農林業

現状と課題

- 本町の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足、有害鳥獣による農作物への被害などの影響により、耕作が放棄・休止された遊休農地が増加しています。また、猛暑や豪雨、台風の激甚化と頻発化により、作物の生育障害や病虫害の拡大も遊休農地が増加している要因の一つとなっています。
- 農業を振興していくためには、農業生産基盤の維持・管理や集約化等により生産性の向上を図るとともに、新規就農者の確保・育成及び法人等の参入の支援、更にタケノコなどの地域特産物の活用による高付加価値化、水田の畑地化、有害鳥獣対策の強化等によって、農業経営の安定・強化を図る必要があります。
- 農業に関する地域計画の策定に伴い、引き続き地域で抱えている問題の見える化や将来のあり方を地域で話し合い、地域農業を将来へ継続していくために、地域計画の見直し作業が重要となることから、行政及び関係機関が支援する必要があります。
- 林業では、本町の面積の7割を占める森林について、木材需要の低迷や輸入材との競合等による採算性の悪化により、森林所有者の施業意識の低迷や、林業従事者の高齢化が顕著になっています。これにより森林の荒廃が進行した結果、森林が持つ多面的機能や風雨などの自然災害に対する機能低下が危惧され、併せて有害獣の棲家となっていることから対策が必要となっています。
- 森林環境譲与税を活用し、大多喜町森林環境整備基本計画に基づいた森林整備等を行っていくことが求められます。

〔農家数の推移〕

(単位：戸)

	令和2年	令和5年
農家数	577	
販売農家	345	
自給的農家	232	

確認中

資料：農林業センサス

〔鳥獣被害額（令和6年度）〕

鳥獣の種類	被害品目	被害件数（件）	被害額（千円）	被害面施（ha）
イノシシ	水稻、野菜、果樹他	62	1,181	6.55
ニホンザル	水稻、野菜、タケノコ他	23	590	2.934
キョン	水稻、野菜他	34	106	1.622
アライグマ	水稻、野菜、タケノコ他	6	64	0.03
ニホンジカ	野菜、果樹他	3	2	0.13
ハクビシン	野菜、果樹他	3	7	0.01
その他	野菜、タケノコ他	11	41	0.252

資料：農林課（令和6年度農作物の鳥獣被害状況アンケート）

基本方針

- 農業従事者や中核的担い手の育成を促進しつつ、新規就農者や法人等の参入を促し、農地の集約化を図り、農地の荒廃を防止するとともに、地域特産物の生産拡大、普及等への支援に努めます。
- 有害鳥獣対策については、ICTを活用した捕獲方法や機器の導入等により被害の軽減に努めます。
- 森林環境譲与税を有効的に活用するため、計画に基づく森林整備を推進します。

施策の体系

1	農林業	1	農業生産基盤の維持・管理
		2	農業後継者等の確保・育成、生産者組織の育成及び法人等の参入支援
		3	生産性の向上推進
		4	地域特産物の開発・育成及び流通体制の充実と消費の拡大
		5	有害鳥獣等への対策の強化
		6	計画的な森林の整備や保護と総合利用
		7	特用林産物等の生産振興

施策の内容

2-1-1 農業生産基盤の維持・管理

施策の方向	◆ 補助事業を活用して農業生産基盤を維持・保全し、農業生産環境を良好にします。 ◆ 農地の集約化や水田の畑地化などを進め、農業経営の安定を図ります。
主な事業	■ 多面的機能支払交付金事業 ■ 中山間地域等直接支払交付金事業 ■ 土地改良関係団体事業

2-1-2 農業後継者等の確保・育成、生産者組織の育成及び法人等の参入支援

施策の方向	◆ 農業に関する地域計画により、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化したうえで、農業後継者等の確保・育成、生産組織の育成及び法人等の参入支援を図ります。 ◆ U I J ターン等の就農希望者の掘り起こしを行い新規就農者の育成に努めます。
主な事業	■ 農業振興事業

2-1-3 生産性の向上推進

施策の方向	◆ ほ場の特性を踏まえた新規作物の掘り起こし及び普及に努め、併せて水田の活用に関し、畑地化の方向性も検討します。
主な事業	■ 産地育成事業

2-1-4 地域特産物の開発・育成及び流通体制の充実と消費の拡大

施策の方向	◆ タケノコ、ローゼル、ハーブ類、食香バラやウチワサボテンなど地域特産物の生産拡大を図るとともに出口戦略の構築に努めます。また、地域特産物の普及を図るため、関係機関と協力し広域展開を進めます。 ◆ 「道の駅たけゆらの里おおたき」をはじめ、民間事業者等との連携を強化し、地域特産物の消費拡大に努めます。
主な事業	■ 農業振興事業 ■ 産地育成事業 ■ 味の研修館管理運営事業 ■ 農村コミュニティーセンター管理運営事業 ■ 都市交流センター管理運営事業

2-1-5 有害鳥獣等への対策の強化

施策の方向	◆ 有害鳥獣の捕獲数増加に伴い一定の効果はでてきているが、同時に被害件数も増えており地域からの捕獲に対する要望が強くなっているため、更なる捕獲強化対策を図ります。 ◆ 増加傾向にあるニホンザルは、単に檻を設置して捕獲するのではなく、片押しにより順番に檻を設置しながらの計画的な捕獲を目指します。 ◆ 有害鳥獣捕獲において ICT 機器を積極的に活用し、捕獲従事者の見回りの負担軽減、安全性の向上に努めます。
主な事業	■ 有害鳥獣駆除対策事業

2-1-6 計画的な森林の整備や保護と総合利用

施策の方向	◆ 森林所有者の合意形成を図りながら、森林環境譲与税を活用し、森林整備を推進するとともに、森林組合等との連携により計画的な森林施業を行います。また、促進活動として、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発、町の体制整備等の取組を進めます。 ◆ 森林の資源を有効に活用するため、木質資源の活用方法について調査・研究を進めます。
主な事業	■ 町有林管理事業 ■ 森林環境譲与税事業 ■ 森林整備事業

2-1-7 特用林産物等の生産振興

施策の方向	◆ 農業後継者の確保育成、有害鳥獣対策の強化、竹林整備を促進することにより特用林産物生産の増加を図ります。 ◆ タケノコやシイタケ等の特用林産物について、生産振興を図るため情報発信を強化し、竹を活用した特産品の開発や育成を図り、特用林産物の更なるブランド化を推進します。
主な事業	■ 林業振興事業

成果指標

指標名	現状値	目標値
認定農業者数	12 人	18 人
鳥獣被害額	4,120 千円	4,000 千円

関連計画

計画名	計画期間
大多喜町森林環境整備計画	令和 2 年度～令和 11 年度
大多喜町鳥獣被害防止計画	令和 8 年度～令和 10 年度

2-2 商工業・雇用

現状と課題

- 地域の生活利便性の維持、雇用の確保、交流人口の増加といった点において魅力ある商業機能を維持・発展させることが不可欠であることから、電子地域通貨等による地域経済の拡大や大型店の出店を含めた商業振興が必要となっています。
- 地元商店の振興では、電子地域通貨やプレミアム商品券による消費喚起施策を行ってきましたが、大型店への顧客流出、少子高齢化、消費者ニーズの多様化・高度化、インターネット等による通信販売の普及などが進むとともに、商業者の高齢化・後継者不足といった課題もあり、厳しい状態が続いています。今後、地元商店が持続的に営業できるよう、地元商店と大型店が共存するためのバランスの取れた施策展開が必要となっています。
- 企業誘致奨励制度による企業誘致及び立地企業の規模拡大への支援、立地企業との連携強化などを通じて工業振興を推進してきましたが、経済のグローバル化や、少子高齢化に伴う国内需要の縮小などにより、事業者を取り巻く環境は厳しさを増しています。
- 町と商工会との連携を強化し、立地企業の経営安定化を支援していくとともに、起業家への支援、特産品や豊富な地域資源等を活用した新たな産業づくりが必要となっています。
- 物流拠点や家内工業的な小規模事業者など、町の特性に合わせた企業誘致の検討が求められます。
- 住民意識調査の結果では、定住促進のために力を注ぐべきこととして「企業誘致等により働く場を増やす」という回答が最も多くなっていることから、雇用の場の確保と地元企業の事業内容や求人情報等の周知が求められています。

〔事業所数・従業者数・年間販売額の推移〕

	卸売業			小売業		
	事業所数	従業者数	年間販売額	事業所数	従業者数	年間販売額
H24 年	14 事業所	68 人	1,384 百万円	108 事業所	680 人	9,047 百万円
H28 年	17 事業所	112 人	2,118 百万円	113 事業所	606 人	9,881 百万円
R3 年	19 事業所	105 人	2,094 百万円	104 事業所	663 人	10,248 百万円

資料：経済センサス

〔製造業事業所数・従業者数・製造品出荷額〕

	製造業		
	事業所数（事業所）	従業者数（人）	製造品出荷額（百万円）
H24 年	27 事業所	725 人	15,416 百万円
H28 年	26 事業所	862 人	20,445 百万円
R3 年	25 事業所	722 人	15,449 百万円

資料：経済センサス

基本方針

- 商業の振興のため、電子地域通貨の発行を継続するとともに、利用店舗の増加を図り、消費者の利便性の向上と地域経済の拡大に努めます。
- 商工会との連携を強化し、商業団体の強化及び小規模事業者に対する支援の充実を図ります。また、事業承継や事業の継続への支援に努めます。
- 商工会、企業連絡協議会と連携を図り、既存企業の体質強化を目指します。
- 遊休地を把握し、企業の誘致を目指します。
- 豊富な地域資源を生かした産業づくり、特産品づくりを目指します。
- 定住人口の確保に向けて、雇用対策を推進します。

施策の体系

2	商業	1	消費者の利便性向上及び商業経営の維持改善
		2	中小企業等の事業者支援
		3	企業の体質強化
		4	企業の誘致
		5	産業開発の支援
		6	雇用の確保と地元就職の促進
		7	外国人就労者の受け入れの推進

施策の内容

2-2-1 消費者の利便性向上及び商業経営の維持改善

施策の方向	◆ 消費者の利便性の向上と地域経済の維持・拡大のため、電子地域通貨の発行を継続するとともに、利用店舗の拡大を図ります。 ◆ 空き店舗への起業者支援・商業者の高齢化や後継者不足解消への事業承継対策に努めます。 ◆ 商店街の環境整備を行うことにより、商店街の魅力向上を目指します。
主な事業	■ 商業振興事業 ■ 地域通貨事業

2-2-2 中小企業等の事業者支援

施策の方向	◆ 商工会と連携し、雇用の確保・紹介、事業承継セミナーの実施、空き店舗の調査・紹介、経営支援等を行うことにより、中小企業等事業者の育成や強化、再生等の支援に努めます。
主な事業	■ 商業振興事業

2-2-3 企業の体質強化

施策の方向	◆ 商工会、企業連絡協議会と連携し、経営及び操業環境の安定化に向けた支援や国、県等の産業開発支援制度の周知、活用促進に努め、新たな産業創出を目指します。
主な事業	■ 商業振興事業

2-2-4 企業の誘致

施策の方向	◆ 企業のニーズの把握に努め、企業誘致及び空き家・空き店舗等を活用した家内工業的な小規模の企業などの誘致や起業を目指します。
主な事業	■ 商業振興事業 ■ 空き家を活用した起業支援事業

2-2-5 産業開発の支援

施策の方向	◆ 文化財、自然の風景地、歴史等の地域資源を活用し、町の特産品となる商品開発の取組を行う事業者の経済的存立及び発展を支援します。
主な事業	■ 商業振興事業

2-2-6 雇用の確保と地元就職の促進

施策の方向	◆ 企業誘致等の施策の推進を図り、企業の誘致や規模拡大を推進し、雇用機会の確保を図ります。 ◆ ハローワークや企業連絡協議会、商工会等と連携した就職求人情報の提供、中学生・高校生の職場体験やU I J ターンを推進する事業を活用し、事業者の採用活動の支援等を行うことにより、地元就職やU I J ターンを促進します。
主な事業	■ 就職情報案内事業 ■ 定住化対策事業

2-2-7 外国人就労者の受け入れの推進

施策の方向	◆ 人口減少の影響により、働き手の不足が懸念されていることから、企業への外国人就労者の受け入れ関連施策を推進します。
主な事業	■ 就職情報案内事業

成果指標

指標名	現状値	目標値
電子地域通貨加盟店数	93 店舗	100 店舗
年間商品販売額 (卸売業、小売業集計)	12,343 百万円	13,453 百万円
企業事業所数（製造業）	25 社	25 社（現状維持）
企業従業者数（製造業）	722 人	722 人（現状維持）

関連計画

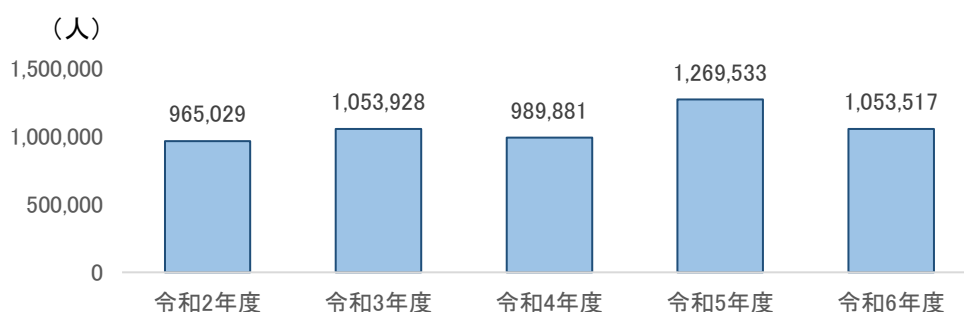
計画名	計画期間
創業支援等事業計画	令和 7 年度～令和 11 年度

2-3 観光

現状と課題

- 県立自然公園に指定されている養老溪谷、麻綿原高原等の豊かな自然環境や、歴史的価値のある建造物が残る城下町、県民の森、ゴルフ場などのレクリエーション施設、タケノコに代表される特産品など、豊富な観光資源に恵まれています。
- 町営駐車場の整備、街並み整備、観光センターなどの拠点整備、養老溪谷の遊歩道整備及び街並み案内人の体制強化並びに近隣市町村、県観光協会等による広域連携での観光PRなどの取組を実施し、観光振興に努めてきました。
- 本町の人口が減少する中、観光振興による交流人口の増加は、商業・サービス業を中心とした産業の活性化、地元住民との交流機会の増加、新たな雇用の創出などにつながることが期待されます。
- 多くの観光客を呼び込むためには、官民協働のまちづくり、ボランティアガイドの体制強化、観光拠点や商業・サービス事業所での人材育成、観光案内看板等の整備、他産業・周辺地域と連携した情報発信や特産品の活用などに計画的に取り組むとともに、本町のシンボルである大多喜城の観光資源としての更なる活用について、関係団体等と検討する必要があります。
- 景観では、「房総の小江戸」としての個性的で美しい景観づくりに取り組んでいますが、更に街並みの魅力を高めていくためには、景観形成地区内の住民の協力を得ながら、周辺環境と調和した統一的な景観形成に努めていくことが求められます。
- 景観形成地区内に整備した公園や緑地等については、地域住民の協力を得ながら、計画的に維持・管理に取り組む必要があります。

〔観光客入込客数〕



基本方針

- 関係団体やボランティアとの協働、観光拠点事業者との連携により、既存観光資源の磨き上げや観光拠点の整備を進めます。
- 近隣市町村、県観光協会等との広域連携の充実を図ります。
- 住民と連携して町をPRする観光関連イベントなどの充実を図ります。
- 本町の地域資源を生かした親水空間である養老溪谷の遊歩道について、適切な改修・整備を推進します。
- 大多喜らしい魅力的な景観を形成するため、住民の協力を得ながら街並み整備事業を推進します。
- 景観形成地区内に整備した公園等について、住民との協働により、計画的な維持・管理に努めます。

施策の体系

3	観光	1	観光・レクリエーションの推進
		2	観光施設の整備
		3	観光PR活動の強化
		4	観光関係団体の支援・連携
		5	広域観光体制の充実
		6	特色ある親水空間の整備
		7	魅力的な景観の形成

施策の内容

2-3-1 観光・レクリエーションの推進

施策の方向	◆ 町のシンボルであり観光の中核を担う大多喜城は、関係機関との協議や周辺観光施設との連携により、エリアとして活性化するよう取り組みます。 ◆ 関東一遅く紅葉する本町の気候を活かし、もみじの植栽を推進し、老川地区や西畑地区の魅力アップを図ります。 ◆ 大多喜お城まつりや大多喜ZZZなど魅力あるイベントの開催を観光関係団体等との協働により進めます。
主な事業	■ 観光振興事業

2-3-2 観光施設の整備

施策の方向	◆ 観光案内看板、駐車場、公衆トイレなど観光施設の整備を行い、観光客の受け入れ環境を充実します。 ◆ 外国人観光客による町内観光施設・宿泊施設の利用を促進するため、外国語表記による案内標識や観光パンフレットを整備するなど、外国人観光客に配慮した環境づくりを推進します。
主な事業	■ 観光施設整備事業 ■ 観光施設管理事業

2-3-3 観光PR活動の強化

施策の方向	◆ ホームページや観光パンフレットを充実させるほか、老朽化した看板の修繕や改修を適切に行う事により、効果的な情報発信とPR活動の強化を図ります。
主な事業	■ 観光施設管理事業

2-3-4 観光関係団体の支援・連携

施策の方向	◆ 行政では行き届かない観光振興に取り組む団体や個人に対する支援を行い、民間主導のサービスを推進することにより、地域も含めた観光客の受け入れ体制を構築し、また訪れたくなる町を目指します。 ◆ 観光施設、観光関係団体と連携し、魅力あるイベントやサービスを創出し、地域経済の活性化を図ります。
主な事業	■ 観光振興事業

2-3-5 広域観光体制の充実

施策の方向	◆ 近隣市町村、県観光協会等との広域連携による観光情報の発信など観光体制の充実に努めます。
主な事業	■ 観光推進広域連携事業

2-3-6 特色ある親水空間の整備

施策の方向	◆ 養老溪谷の豊かな自然と触れ合える、遊歩道などを適切に維持管理するとともに魅力向上のための整備を推進し、町内外の方に憩いの場を提供します。
主な事業	■ 観光施設整備事業 ■ 面白峡遊歩道整備事業

2-3-7 魅力的な景観の形成

施策の方向	◆ 歴史的景観条例に基づく、街並み整備事業を実施し、効果的に来訪者を引き付ける城下町の魅力的な景観づくりに努めます。 ◆ 景観形成地区内の公園等について、地域住民との協働による計画的な維持・管理に努めます。
主な事業	■ 街なみ整備事業

成果指標

指標名	現状値	目標値
観光入込客数	1,053,517 人	1,159,000 人

基本目標 3

生活基盤

～ 暮らしの質を高めるまちづくり

3-1 土地利用

3-2 住宅・宅地

3-3 公共交通

3-4 道路

3-5 消防・防災

3-6 交通安全・生活安全

当該施策と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）

 3 すべての人に 健康と福祉を	 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	 11 住み続けられる まちづくりを	 13 気候変動に 具体的な対策を
--	---	---	---

 15 陸の豊かさも 守ろう	 17 パートナリプで 目標を達成しよう
--	---

3-1 土地利用

現状と課題

- 土地は、限られた資源であるとともに、地域づくりの最も基本的な要素であることから、環境保全と民間事業者による土地利用の総合的な調整に努めながら、町の持続的な発展に資する、将来を見据えた土地利用を推進していく必要があります。
- 人口減少が続く本町にとって、移住・定住人口の維持・拡大を目指した積極的な土地利用が求められます。
- 土地の適正かつ有効な利用を促進するため、地籍調査に取り組んでいますが、調査面積が広大なため事業の進捗率が低く、完了までに長い年数を要することが懸念されており、大多喜町地籍調査事業計画に基づき早期完了が求められています。

〔利用区分ごとの土地利用の推移〕

(単位：k m²)

区分／年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
田	12.36	12.31	12.26	12.14
畑	3.76	3.75	3.73	3.71
宅地	3.66	3.66	3.66	3.67
池沼	0.29	0.29	0.29	0.29
山林	44.26	44.26	44.26	44.32
原野	14.78	14.76	14.74	14.65
雑種地	6.06	6.08	6.11	6.15
その他	44.70	44.76	44.82	44.94
合計	129.87	129.87	129.87	129.87

〔地籍調査進捗状況〕

(単位：k m²)

町面積①		129.87
調査不要面積②	国有林	21.81
要調査面積③＝①－②		108.06
現地調査済面積④		26.22
未調査面積⑤＝③－④		81.84

基本方針

- 環境保全に配慮しながら、町の持続的な発展に効果的な土地利用を推進します。
- 土地の適正かつ有効な利用を推進するため、地籍調査を計画的に推進します。

施策の体系

1	土地利用	1	有効な土地利用への誘導
		2	地籍調査の推進

施策の内容

3-1-1 有効な土地利用への誘導

施策の方向	◆ 空き家・空き地バンク制度を広く周知し、遊休地の把握に努め、環境保全や各種法令に基づく規制を勘案しながら、効果的な土地利用を推進します。
主な事業	■ 定住化対策事業

3-1-2 地籍調査の推進

施策の方向	◆ 大多喜町地籍調査事業計画に基づき、事業を計画的に推進します。
主な事業	■ 地籍調査事業

成果指標

指標名	現状値	目標値
地籍現地調査済面積	26.22 k m ²	31.27 k m ²

関連計画

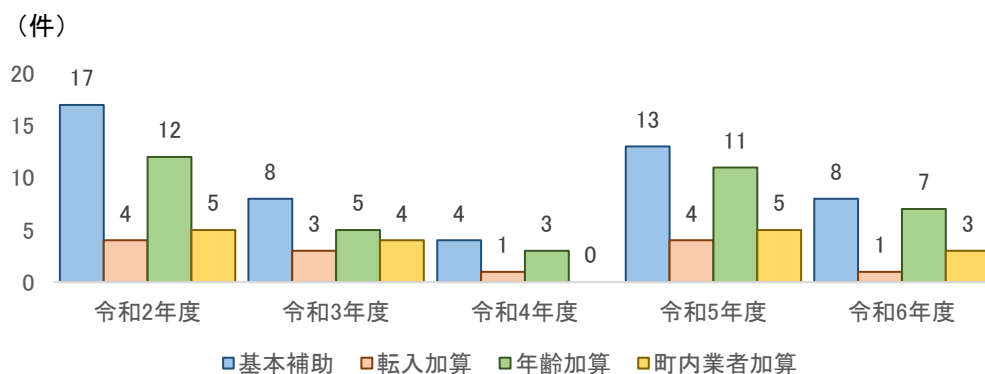
計画名	計画期間
大多喜町地籍調査事業計画	令和6年度～令和11年度

3-2 住宅・宅地

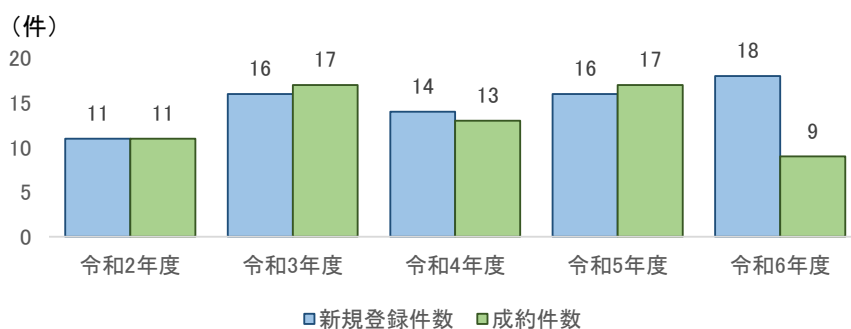
現状と課題

- 良質な住宅や宅地の確保は、町民の快適な暮らしの基盤となるとともに定住促進に資する重要な取組となっており、住民意識調査においても、定住促進のために注力すべきこととして「購入・賃借しやすい住宅や住宅地を整備する」という回答が上位となっています。
- 移住・定住の促進については、これまで行ってきた住宅建設や宅地取得に関する支援制度、空き家・空き地の活用や移住を含め本町での定着を推進する制度等をより一層強化するとともに、民間活力の導入による住宅・宅地の整備を図ることが求められます。
- 町営住宅では、適正な維持・管理に努め長寿命化を図ることが必要です。

〔定住化対策住宅助成金利用件数の推移〕



〔空き家・空き地バンク登録件数・成約件数の推移〕



基本方針

- 良好な住環境の創出・保全に努めることにより、移住・定住の促進を図ります。

施策の体系

2	住宅・宅地	1	住宅建設・リフォームに関する支援制度の利用促進
		2	住環境拡充の推進
		3	町営住宅の整備
		4	空き家・空き地を活用した移住促進

施策の内容

3-2-1 住宅建設・リフォームに関する支援制度の利用促進

施策の方向	◆ 住宅の建設・改修や宅地の取得に関わる支援制度について、周知広報活動を行い、町民の転出抑制及び移住の促進を図ります。
主な事業	■ 定住化対策住宅助成事業

3-2-2 住環境拡充の推進

施策の方向	◆ 住環境の拡充を効果的かつ効率的に進めるため、若者の定住化に向けた住宅や宅地の整備を推進します。 ◆ 民間事業者が実施する分譲地について、事業者との協働による整備を講ずることにより町内の住宅地の確保に取り組みます。 ◆ 各種支援制度の周知や民間活力の活用により、未分譲地の販売促進を図ります。
主な事業	■ 宅地造成事業

3-2-3 町営住宅の整備

施策の方向	◆ 町営住宅は、適正な維持・管理に努めるとともに適切な時期に修繕・改修をすることにより長寿命化を図ります。
主な事業	■ 町営住宅管理事業

3-2-4 空き家・空き地を活用した移住促進

施策の方向	◆ 今後も空き家は増加が予想されるため、所有者に空き家の適正管理を促すとともに空き家・空き地バンク制度の活用を働きかけます。 ◆ 移住希望者には、様々な広報媒体や移住相談イベント等を通じて空き家・空き地の物件情報を積極的に発信します。
主な事業	■ 定住化対策事業

成果指標

指標名	現状値	目標値
定住化対策住宅助成金 (基本補助) の年間利用件数	10 件 (5 年間の平均)	20 件 (5 年間の平均)
住宅リフォーム奨励金の 年間利用者数	23 件	25 件
空き家・空き地バンクの 年間成約件数	9 件	10 件

3-3 公共交通

現状と課題

- 公共交通機関として、町内をいすみ鉄道と小湊鉄道が走っています。また、地域間を結ぶ路線バスが運行しているほか、高速バスが東京湾アクアライン経由で本町と東京を結んでいます。
- 町内の交通機関は、町民及び観光客の移動手段として活用されていますが、住民意識調査の結果を見ると、本町の交通の便に対する住民の満足度は低い状況が続いているため、改善が求められます。
- 今後更なる少子高齢化の進行を見据え、各地域の状況やニーズに対応した交通体系を整備していくことが必要となっています。
- いすみ鉄道では、沿線の人口減少、自動車の普及並びに令和6年度に発生した事故による運休により、厳しい経営状況が予想されることから、更なる経営努力が求められるとともに、県及び夷隅地域2市1町と連携し、運行維持に係る支援を図っていく必要があります。
- 路線バスでは、運行地域の人口減少により、利用者の減少が続き採算の確保が厳しい状態にあるため、引き続き路線維持に向けた支援が求められます。
- デマンド型乗合交通では、交通不便地域における生活の足として重要な交通手段であるため、引き続き利用者のニーズに合った運行形態を模索し、運行を維持していく必要があります。
- 本町と東京を結んでいる高速バスの利便性を向上させ、移住・定住人口や関係人口、交流人口の増加につなげていくことが必要です。
- 機能拡張される成田空港へのアクセス向上による本町の地域経済活性化等の利点を活かせるよう持続可能な交通体系の整備検討が求められます。

基本方針

- 住民の利便性の向上及び移住・定住人口や関係人口、交流人口の増加を目的に、地域の実情に合わせた持続可能な交通体系の整備を図るとともに各種公共交通機関の運行を支援します。

施策の体系

3	公共交通	1	町内総合交通体系の整備
		2	公共交通機関の維持・確保
		3	高速バスの利便性の向上

施策の内容

3-3-1 町内総合交通体系の整備

施策の方向	◆ 地域公共交通計画に基づき、限られた財源の中で、交通不便・空白地域の解消、町の実情及びニーズに即した効率的・効果的で持続可能な地域公共交通の確保を図ります。 ◆ 高齢者の運転免許証返納後も移動手段が確保されるよう公共交通機関の活用を推進します。
主な事業	■ 地域公共交通対策事業

3-3-2 公共交通機関の維持・確保

施策の方向	◆ 関係機関と連携しながら、公共交通機関を支援し、その維持に努めるとともに、少子高齢化や地域人口の減少を考慮し、地域の実情に応じた公共交通対策を実施します。
主な事業	■ いすみ鉄道対策事業 ■ 地域公共交通対策事業

3-3-3 高速バスの利便性の向上

施策の方向	◆ 首都圏中央連絡自動車道や東京湾アクアラインを経由する高速バスについて、利便性の向上を図り、通勤・通学のための利用や観光目的による利用を促進します。
主な事業	■ 地域公共交通対策事業

成果指標

指標名	現状値	目標値
デマンド型乗合交通延べ利用者数	1,468 人／年	2,000 人／年
高速バス町内バス停年間利用者数	17,069 人／年	19,000 人／年

関連計画

計画名	計画期間
大多喜町地域公共交通計画	令和 6 年度～令和 10 年度

3-4 道路

現状と課題

- 町内の道路網は、国道 2 路線、県道 8 路線、町道 524 路線で構成されており、主な幹線道路は、富津市から君津市・養老溪谷を経ていすみ市に至る国道 465 号が東西軸を形成し、市原市から本町を経由して勝浦市に至る国道 297 号が南北軸を形成しています。
- 首都圏中央連絡自動車道が整備され、東京湾アクアラインを経由した神奈川県や東京都等への広域的道路ネットワークが向上しており、また、開通が予定される圏央道（大栄 J C T ～松尾横芝 I C）により、成田空港との交通アクセスが更に強化されます。
- 道路網の効果を本町経済の活性化に生かすため、国道 297 号と国道 465 号の未供用バイパス部分の整備促進及び主要な県道の未改良部分の整備事業化に向けた要望等を、引き続き近隣自治体と連携し積極的に関係機関へ要請していく必要があります。
- 町道では、幹線道路との連係や安全性・利便性に配慮した整備計画に基づき、計画的に整備を進めることが求められます。
- 町内道路網の整備に取り組む際は、住民の状況やニーズを十分に考慮するとともに、道路インフラの老朽化に伴い維持修繕経費の増加に対しては、国庫補助金や地方債等、特定財源を確保することや効果的な工法を選定し、長寿命化を図る必要があります。

〔規格改良済延長の推移〕

年度	路線数	実延長	規格改良済延長	規格改良済
令和 2 年度	522	251,705m	147,812m	58.7%
令和 3 年度	522	251,697m	147,832m	58.7%
令和 4 年度	523	251,711m	148,315m	58.9%
令和 5 年度	523	251,711m	148,315m	58.9%
令和 6 年度	524	252,149m	148,380m	58.8%

基本方針

- 国・県道の整備促進について、関係自治体等との連携のもと、関係機関に対し積極的に要請します。
- 道路整備計画に基づき、安全で快適な道路網の計画的な整備を推進します。

施策の体系

4	道路	1	国・県道の整備促進
		2	道路整備計画の推進
		3	重要構造物の適切な維持・管理
		4	地域住民との協働による維持・管理

施策の内容

3-4-1 国・県道の整備促進

施策の方向	◆ 国・県道の未整備区間について、関係自治体と連携を取りながら、早期整備を関係機関に積極的に要請します。
-------	--

3-4-2 道路整備計画の推進

施策の方向	◆ 行政区からの要望等も踏まえ、全町的な道路整備計画に基づき、町内道路網の整備を計画的に推進します。
主な事業	■ 町道改良事業

3-4-3 重要構造物の適切な維持・管理

施策の方向	◆ 橋梁やトンネル等の重要構造物について、予防的な修繕による長寿命化や計画的な更新に取り組むことにより、維持・管理経費の縮減を図るとともに安全性・信頼性を確保します。
主な事業	■ 町道維持管理事業 ■ 橋梁長寿命化事業 ■ 基幹農道整備事業

3-4-4 地域住民との協働による維持・管理

施策の方向	◆ 集落内道路の維持・管理について、地域住民との協働により維持管理を推進するとともに、幹線道路における維持管理については、隣接土地所有者等の協力を得ながら進めます。
主な事業	■ 町道維持管理事業

関連計画

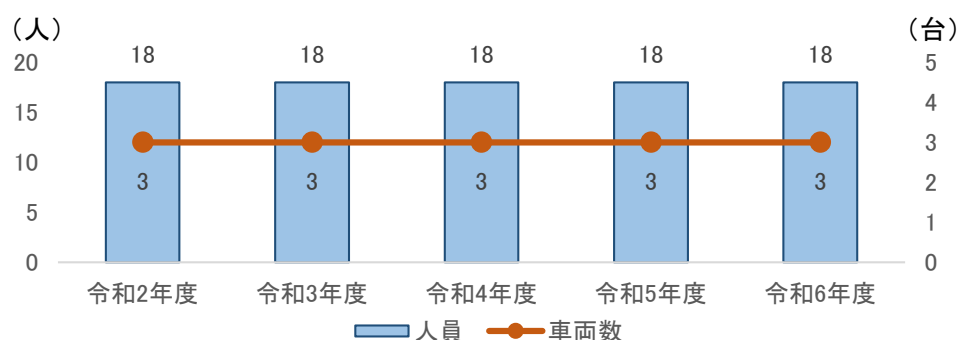
計画名	計画期間
橋梁長寿命化計画	令和9年度～令和13年度
トンネル長寿命化計画	令和7年度～令和11年度
道路整備計画	令和8年度～令和12年度

3-5 消防・防災

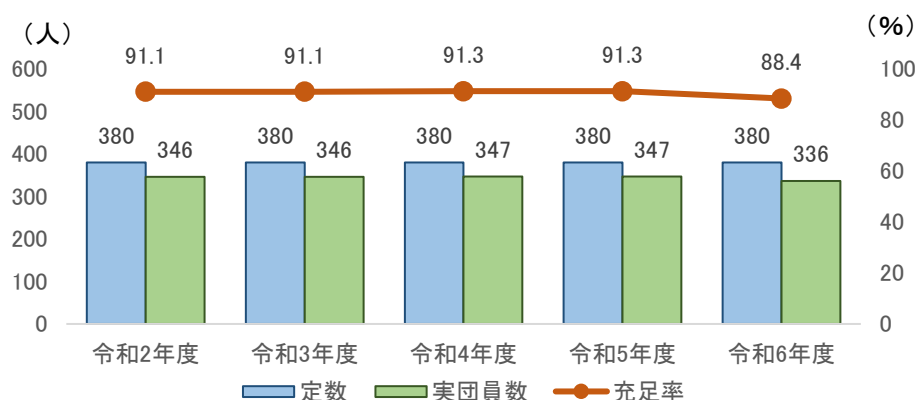
現状と課題

- 常備消防・救急体制は、本町の消防・防災施策の基盤となるもので、町内に夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部及び勝浦消防署大多喜分署が設置されています。今後の人口減少や高齢化社会の進展を踏まえ、常備消防・救急体制の維持及び適切な運用方法を検討していく必要があります。
- 核家族化や若年層の流出、個人の価値観の多様化が進む中で、地域において人と人がつながり、お互いに助け合いながら地域をより住みやすくしていこうとする地域社会の機能が低下していることから、地域の防災体制の要である消防団は、従来の地縁に基づく団員確保が難しくなっています。また、日中、活動できる消防団員の不足や幹部役員の後継者不足等が問題となっているため、消防団機能を維持しつつ、組織のあり方を検討していく必要があります。
- 大規模災害時等に重要な役割を果たす自主防災組織については、令和6年度末で26団体となり組織率は41%となりましたが、今後も設立の促進が求められます。
- 防災行政無線では屋外放送施設の設置に加え、戸別受信機を配備しています。引き続き移動系・固定系の防災行政無線の維持・管理をすることが必要です。
- 山間部を中心とした土砂災害への備えとしては、関連法令や大多喜町地域防災計画に基づいて、ソフト・ハード両面から対策に取り組む必要があります。

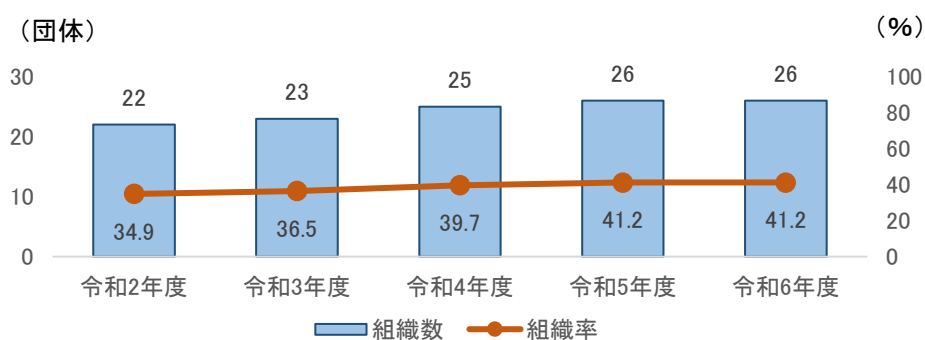
〔常備消防の体制、大多喜分署の人員と車両数の推移〕



〔大多喜町消防団員数の推移〕



〔自主防災組織、組織数と組織率の推移〕



基本方針

- 常備消防・救急体制の適切な維持・運営により、本町の消防・防災基盤の確立を推進します。
- 消防団機能の確保や充実に努めます。
- 自主防災組織の設立促進、防火・防災意識の高揚等により地域防災力の向上を図ります。
- 防災行政無線の維持・管理に努めます。
- 土砂災害危険箇所への対策を推進します。

施策の体系

5	消防・防災	1	常備消防・救急体制の適切な維持・運営
		2	消防団機能の確保
		3	地域防災力の向上
		4	防災行政無線の維持・管理
		5	土砂災害危険箇所対策の推進

施策の内容

3-5-1 常備消防・救急体制の適切な維持・運営

施策の方向	◆ 広域連携により整備が完了した常備消防・救急体制について、連携する自治体と協力のもと、適切に維持・運営します。
主な事業	■ 常備消防負担事業

3-5-2 消防団機能の確保

施策の方向	◆ 消防団機能の確保のため、消防団活動について消防団員の意向を把握し、団員の負担軽減を図り、消防団組織のあり方を検討するとともに、消防施設及び消防機材の適切な維持・管理に努めます。
主な事業	■ 消防機械器具整備事業

3-5-3 地域防災力の向上

施策の方向	◆ 広大な面積を有する本町において、大規模災害発生時には公的支援（公助）が入るまでは相当な時間を要するため、「自助」、「共助」の考え方を浸透させるために町民の参加する防災訓練を継続して実施するとともに、自主防災組織の設立を引き続き推進し、地域防災力の向上を図ります。 ◆ 地域の実情に合った安全で身近な避難場所や備蓄品を整備するとともに適切な避難所運営に努めます。
主な事業	■ 地域防災対策事業

3-5-4 防災行政無線の維持・管理

施策の方向	◆ 防災行政無線設備については、定期的なメンテナンスを行うなど適正な維持・管理に努め、システムの改修については、費用対効果に留意しながら計画的に取り組めます。
主な事業	■ 防災無線維持管理費

3-5-5 土砂災害危険箇所対策の推進

施策の方向	◆ 「土砂災害危険箇所」として抽出された地域について、「土砂災害警戒区域」についての情報収集や情報伝達手段等の警戒避難体制の確立に努めます。
主な事業	■ 地域防災対策事業

成果指標

指標名	現状値	目標値
消防団員定数充足率	88.4%	88.0%
自主防災組織の組織率	41.2% (26 団体)	60.3% (38 団体)
町内防災無線の戸別受信機 世帯設置割合	90.0%	95%

関連計画

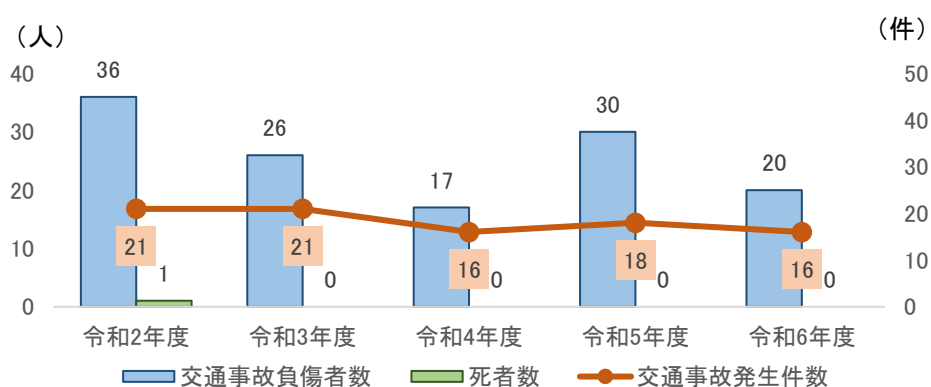
計画名	計画期間
大多喜町地域防災計画	—
大多喜町国土強靱化計画	令和 8 年度～令和 12 年度

3-6 交通安全・生活安全

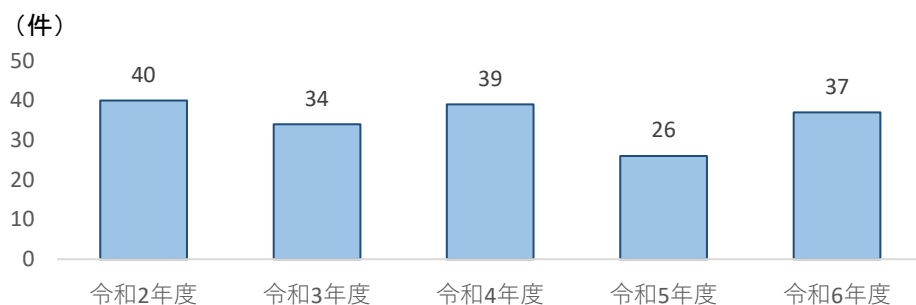
現状と課題

- 首都圏中央連絡自動車道の整備など、広域的交通網の利便性が向上したことなどにより、町内の国道等の幹線道路を中心に交通量が増加し、交通事故発生の危険が増している状況を踏まえ、引き続き関係機関と連携した取組や、町道の安全対策施設を随時修繕・更新等を行うことにより、今後も継続して効果的な交通安全対策を講じていく必要があります。
- 高齢化の進行に伴い、高齢者が交通事故の被害者や加害者になるケースが増加していることから、高齢者への交通安全意識の啓発や運転免許証の返納を推奨することが必要です。
- 社会の多様化や地域のつながりの希薄化、犯罪の巧妙化等を背景として、人々が犯罪に巻き込まれやすい環境となっており、特に高齢者や若者を狙った詐欺事件が依然として多くなっています。
- 犯罪抑止力の向上を図るため、関係機関との連携のもと、防犯知識の普及や防犯意識の啓発、地域の防犯環境の見直し・整備等の取組を推進していくとともに、特殊詐欺については手口が巧妙化・悪質化していることから、被害抑制のため、継続した対策を講じることが必要です。
- 住民が安全で安心して暮らせる地域社会を築くためには、罪を犯した者が円滑に立ち直ることができるよう支援していくことが大切です。また、安全・安心なまちづくりのためにボランティアとして活動している保護司会や更生保護女性会など、更生保護に関わる人や団体の活動を支援することや、既存の福祉の支援や地域での活動が連携することは、再犯防止につながることを期待されます。
- 防犯灯の新設については、維持管理の負担がすべて町であるため、設置要望に対する費用対効果の精査が重要であり、大多喜町通学路安全対策協議会からの意見聴取、現地調査等を踏まえ効果的な設置が必要です。
- 商品・サービスの多様化・複雑化や事業者と消費者の情報格差の拡大、電子商取引の普及等を背景として、偽装・不正表示や悪徳商法、クレジットカードの不正使用など、様々な手口により被害に遭う消費者が増加しています。
- 消費生活に関するトラブルを未然に回避するためには、消費者は多様な知識を身に付けておくことが必要であり、自治体には関係機関と連携を図りながら消費者教育や情報提供を実施していくことが求められています。
- 町民が消費トラブルに巻き込まれた際には、問題解決に向け専門的な支援が必要となることから、相談体制の充実が求められます。

〔大多喜町交通事故発生件数の推移〕



〔大多喜町犯罪発生件数の推移〕



基本方針

- 関係機関との連携のもと、啓発活動や施設整備等を推進し、交通事故や犯罪が起きにくい安全・安心なまちをつくります。
- 町民が安心して消費生活を送れるよう、消費者教育の推進や消費者意識の高揚を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

施策の体系

6	交通安全・生活安全	1	交通安全意識の啓発
		2	交通安全施設の整備
		3	防犯対策の推進
		4	消費者教育・啓発の推進
		5	消費者相談体制の充実

施策の内容

3-6-1 交通安全意識の啓発

施策の方向	◆ 警察や交通安全協会等の関係機関とともに、交通安全教室や街頭キャンペーンなどの各種行事を実施します。また、高齢者の交通安全意識の啓発及び運転免許証の返納の推奨を継続して実施します。
主な事業	■ 交通安全対策事務費

3-6-2 交通安全施設の整備

施策の方向	◆ 町道の交通事故多発地点や危険箇所を特定し、住民からの要望も踏まえて、区画線や反射板、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の計画的な整備に努めます。
主な事業	■ 交通安全対策事業費

3-6-3 防犯対策の推進

施策の方向	◆ 犯罪の巧妙化等を背景として、人々が犯罪に巻き込まれやすい環境となっていることから、犯罪抑止力の向上を図るため、関係機関との連携のもと、防犯知識の普及や防犯意識の啓発、地域の防犯環境の見直し・整備等を推進します。 ◆ 保護司会、更生保護女性会の活動を支援することで、犯罪や非行をした人等の再犯・再非行の防止と円滑な社会復帰を促進します。また“社会を明るくする運動”等の広報啓発活動を通じて、犯罪や非行をした人の立ち直りについて、地域社会の理解促進に取り組みます。 ◆ 各地区から寄せられる防犯灯新規設置要望に対し、現地確認をするとともに通学路については、大多喜町通学路安全対策協議会に諮り、また費用対効果を考慮し、適正配置に努めます。
主な事業	■ 防犯対策事業

3-6-4 消費者教育・啓発の推進

施策の方向	◆ 消費をめぐる環境変化に対応した、広報紙やポスター・パンフレット等を活用し、町民の消費者問題に対する意識の啓発に努めます。
-------	--

3-6-5 消費者相談体制の充実

施策の方向	◆ 様々なトラブルの相談に適切かつ迅速に対応できるよう、引き続き関係機関との連携を図り、相談体制の充実に努めます。
-------	---

成果指標

指標名	現状値	目標値
交通事故発生件数	16 件	10 件
犯罪発生件数	37 件	25 件
特殊詐欺電話対応電話補助件数	21 件	35 件

基本目標 4

生活環境

～ 自然環境と調和したまちづくり

4-1 環境保全

4-2 環境衛生

当該施策と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）



4-1 環境保全

現状と課題

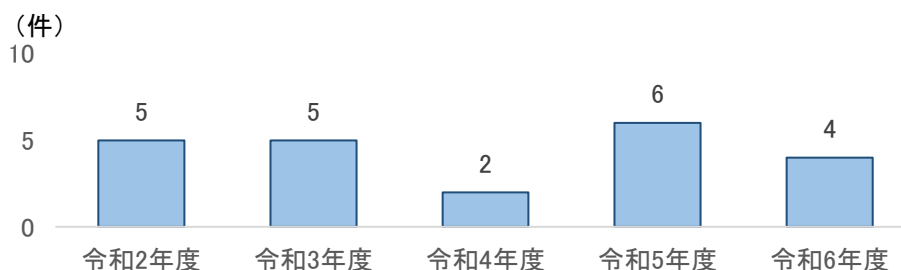
- 住民意識調査の結果を見ると、今後のまちづくりの方向を「環境保全のまち」とする回答が継続して多くなっており、町民の環境に対する関心は高く、環境保全に向けて様々な取組が求められます。
- 環境問題の解決に向けて一体的に取り組むことが求められることから、町民や各種団体、事業者、行政等の各主体に期待される役割や行動を明らかにし、各種の施策を総合的に推進していくことが必要です。
- 環境保全として近隣住宅へ影響を及ぼすおそれのある、空き家への対策を実施していく必要があります。
- 環境に係る各種補助事業については、広報紙やホームページ等により広く周知をしていますが補助件数が少ないのが現状です。
- 地球温暖化の防止に向けては、脱炭素社会づくりに向けた意識の向上を図るとともに、再生可能エネルギーの導入支援等の具体的な取組を計画的に推進していくことが求められます。
- 身近な環境美化については、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止に向けた啓発活動や、ごみゼロ運動や地域の環境美化運動等を展開しているボランティア団体の育成・支援等に取り組む必要があります。
- 大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例及び令和7年5月に施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法」について、関係機関と情報共有を図るとともに、無許可の違法埋立て及び不法投棄については引き続き監視活動を行うなど、監視体制を継続する必要があります。

〔ごみゼロ運動参加団体数の推移〕

(単位：団体)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみゼロ運動参加団体数	—	—	—	48	54

〔住宅用設備等脱炭素化促進事業補助件数の推移〕



基本方針

- 住宅用蓄電池、電気自動車及び V2H システム*導入を促進し、地球にやさしい脱炭素社会を構築します。
- 埋立て事業による環境汚染や災害を未然に防止するため、関係条例・法令を遵守し住民の安全・安心な生活環境の保全に努めます。

*V2H システム：電気自動車やプラグインハイブリッド車のバッテリーに蓄えられた電力を家庭へ供給や電気自動車へ充電と双方向で行えるシステム

施策の体系

1	環境保全	1	脱炭素社会の推進
		2	環境美化の推進
		3	地域環境の保全

施策の内容

4-1-1 脱炭素社会の推進

施策の方向	◆ 地球温暖化・気候変動の原因となる温室効果ガスのうち、最も排出量の多い二酸化炭素(CO2)について、実質的な排出量ゼロを目指す脱炭素社会の推進に努めます。 ◆ 戸建て住宅を対象とした住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金により、蓄電池、電気自動車、V2H システム導入など、再生可能エネルギーの普及促進を図ります。
主な事業	■ 環境保全事業

4-1-2 環境美化の推進

施策の方向	◆ ごみゼロ運動の推進に努めるとともに、不法投棄問題は、引き続き監視活動を継続して未然防止対策に努めます。
主な事業	■ 環境保全事業

4-1-3 地域環境の保全

施策の方向	◆ 事業用太陽光設備の設置に関し指導要綱に基づく適正指導に努め、災害の防止、生活環境、自然環境及び景観の保全等を図ります。 ◆ 環境保全としての管理不全空き家*対策を進めます。 ◆ 埋立て事業により懸念される環境汚染や災害から住民の安全・安心な生活環境を保全するため、許可申請等、適正な取り扱いを行うとともに、関係機関と常に情報共有を図るよう努めていきます。 ◆ 地下水の水質監視は継続して行う必要があることから、引き続き検査を実施し監視を行います。
主な事業	■ 環境保全事業 ■ 空き家対策事業

*管理不全空き家：適切な管理が行われずそのまま放置すれば「特定空き家」になる可能性のある空き家

成果指標

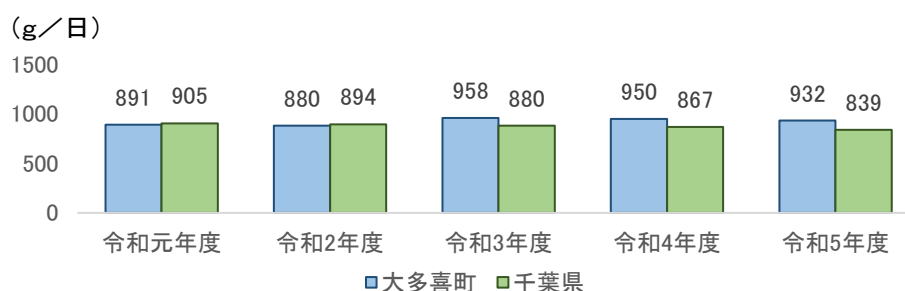
指標名	現状値	目標値
住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	4 件	6 件
ごみゼロ運動参加団体数	54 団体	54 団体 (現状維持)
ポイ捨てごみ回収量	3,886 kg	3,886 kg (現状維持)

4-2 環境衛生

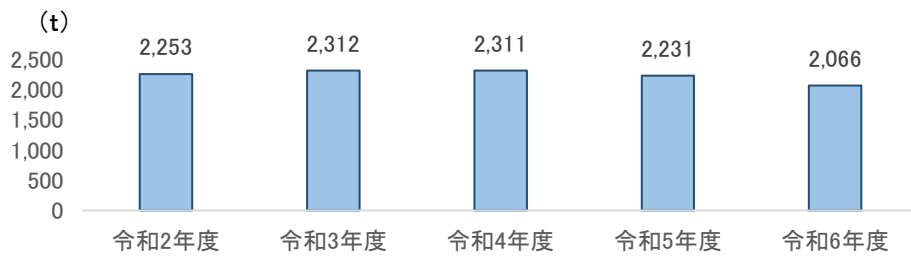
現状と課題

- 現在、可燃ごみの焼却処理は、いすみ市に事務委託し焼却処理を行っていますが、令和14年度供用開始に向け、市原市で新たに設置予定のごみ処理施設へ夷隅郡市2市2町の可燃ごみの焼却処理を事務委託することについて協議が整ったことから、今後は移行について引き続き市原市と協議を進めるとともに、町では市原市への可燃ごみの搬送に向けた中継施設整備等が必要となります。
- 分別収集品目については、「ごみ収集カレンダー」と「ごみの正しい出し方」を配布し、町民の協力を得て分別収集した上で大多喜町環境センター等において資源化を図っています。また、ごみの処理には多額の経費がかかるため、環境負荷低減の観点からも、町民や事業者、行政といった各主体が、ごみの減量化・資源化に向けて、より積極的な取組を進めていくことが求められます。
- ごみ集積所は、各行政区で設置・管理されていますが近年行政区に所属しない世帯もあることから、新たなルール作りも求められています。
- 災害ごみの仮置き場は、現在は環境センター敷地内で対応していますが、大規模災害に対応するため、環境センター敷地とは別の場所に仮置場の設置を検討する必要があります。
- 上水道は、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の水道局による給水体制の維持を図ります。
- し尿処理は、環境衛生組合による収集・処理体制の維持を図るとともに、浄化槽設置者に対し適正な維持・管理を指導していくことが必要です。
- 汚水処理は、大多喜町生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽の転換を推進するとともに、関係機関と連携して今後も広報紙やホームページ等を活用し、補助金制度の更なる周知を図っていきます。
- 斎場については、いすみ市と連携を図りながら、適正な管理に努めます。

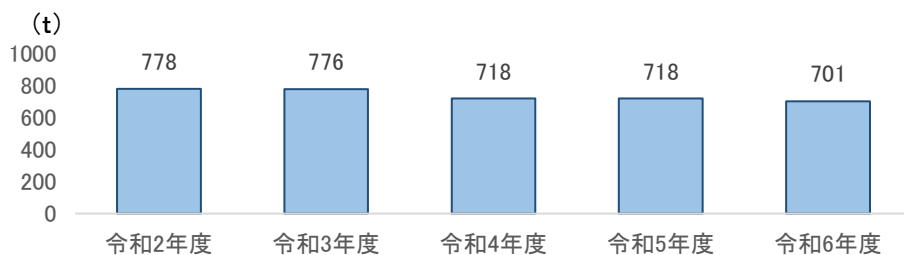
〔1人1日当たりのごみ排出量の推移〕



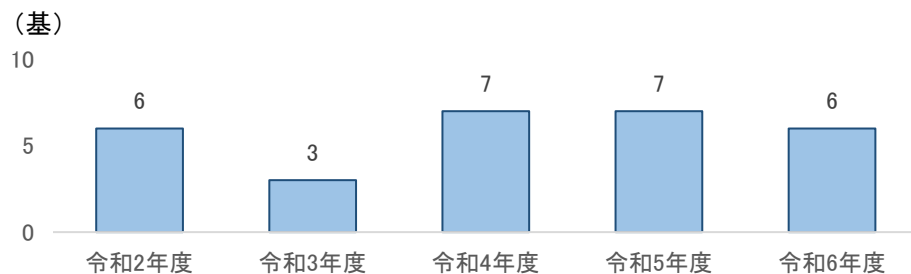
〔ごみ焼却量の推移〕



〔ごみ資源化量の推移〕



〔家庭用合併処理浄化槽設置基数の推移〕



基本方針

- 環境負荷の低減を目指し、ごみの発生抑制・再利用・再生利用を促進するとともに、きれいなまちづくりを推進し、循環型社会の構築を進めます。
- 安全で衛生的な水の安定供給に努めます。
- 県や周辺自治体、関係機関と連携のもと、し尿の収集・処理体制の維持や浄化槽の適正な維持・管理指導、斎場の適正管理を推進します。
- 合併処理浄化槽への転換による汚水処理を進め、河川等の公共水域の水質保全を図ります。

施策の体系

2	衛生管理	1	ごみの発生抑制・再利用・再生利用の意識の高揚
		2	ごみ収集・処理体制の整備と分別の徹底
		3	災害ごみの仮置場の確保
		4	水道水の安定供給
		5	上水道未普及地域への支援
		6	し尿収集・処理体制の充実
		7	合併処理浄化槽の設置促進及び適切な管理指導
		8	斎場の適正管理

施策の内容

4-2-1 ごみの発生抑制・再利用・再生利用の意識の高揚

施策の方向	◆ ごみの発生量抑制・再利用・再生利用への意識高揚を目標に掲げ、広報紙・ホームページ等により住民周知に努めます。 ◆ 生ごみ処理機については、制度の必要性を周知し、普及促進に努めます。
主な事業	■ 環境センター運営事業 ■ 環境保全事業

4-2-2 ごみ収集・処理体制の整備と分別の徹底

施策の方向	◆ 人口減少・少子高齢化の進行等への対応を踏まえ、将来にわたり持続可能なごみの適正処理を確保していくために、ごみ処理の効率化や環境負荷の低減を図ります。 ◆ 市原市の新たなごみ処理施設供用開始となる令和14年度に向け引き続き市原市と協議を進めるとともに、市原市への可燃ごみの搬送に向けた中継施設整備等を計画的に進めます。 ◆ これまで各行政区でごみ集積所の設置・管理に関する手続きを行ってきたが、今後は行政区に所属しない世帯に配慮したルールの見直しに努めます。
主な事業	■ 環境センター運営事業

4-2-3 災害ごみの仮置場の確保

施策の方向	◆ 災害ごみの仮置場の確保を図ります。
主な事業	■ 環境センター運営事業

4-2-4 水道水の安定供給

施策の方向	◆ 上水道は、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の水道局による広域連携により事業を行い「夷隅地域水道事業統合・広域化基本計画」に基づき、連携する自治体と協力のもと、安定給水の維持に努めます。
主な事業	■ 上水道運営事業

4-2-5 上水道未普及地域への支援

施策の方向	◆ 上水道未普及地域に対する生活用水供給施設の設置及び施設改修支援制度の活用促進を図り、上水道区域内世帯との均衡を図ります。
主な事業	■ 水道未普及地域対策事業

4-2-6 し尿収集・処理体制の充実

施策の方向	◆ 夷隅環境衛生組合によるし尿処理・収集体制の維持に努めます。
主な事業	■ 環境衛生事務費

4-2-7 合併処理浄化槽の設置促進及び適切な管理指導

施策の方向	◆ 大多喜町生活排水処理基本計画に基づき、引き続き合併処理浄化槽への転換を図ります。 ◆ 関係機関や事業者と連携を図りながら、広報紙やホームページ等による周知を推進し、浄化槽設置者に対し適切な維持・管理を指導します。
主な事業	■ 合併処理浄化槽設置整備事業

4-2-8 斎場の適正管理

施策の方向	◆ いすみ市と連携し、斎場の計画的な維持・管理と効率的な運営に努めます。
主な事業	■ 斎場無相苑管理運営事業

成果指標

指標名	現状値	目標値
一般廃棄物排出量	2,669 t	2,572 t
ごみ資源化率	26.3% (701 t)	23.6% (608 t)
汚水処理人口比率	47.5%	51.7%

関連計画

計画名	計画期間
一般廃棄物処理基本計画	令和 8 年度～令和 22 年度
中継施設基本構想	令和 8 年度～令和 13 年度
循環型社会形成推進地域計画	令和 8 年度～令和 13 年度
大多喜町生活排水処理基本計画	令和 7 年度～令和 16 年度

基本目標 5

教育・文化

～ 人を育み若者を育てるまちづくり

5-1 子ども教育

5-2 生涯学習

5-3 芸術・文化

5-4 スポーツ

当該施策と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）

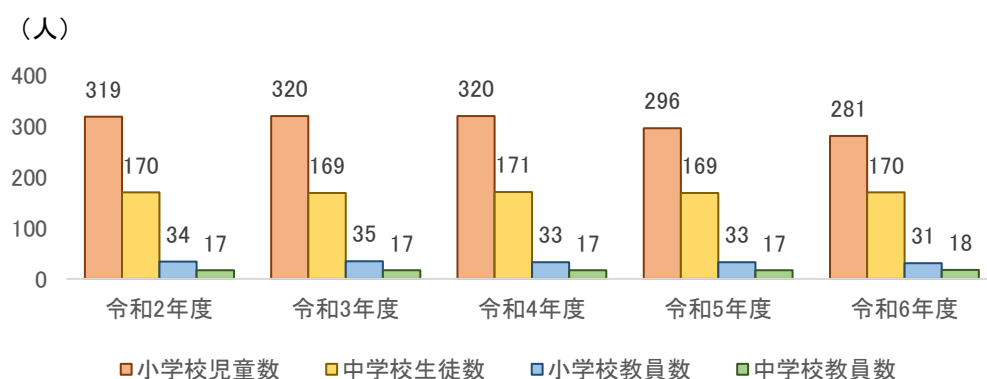


5-1 子ども教育

現状と課題

- 子ども教育では、情報化の進展や技術の急速な進歩、グローバル化等により変化の激しい現代にあって、「生きる力」の育成がますます重要になる中、今後は、学校規模、地域ニーズに応じた特色ある教育活動を展開するとともにキャリア教育の推進や学校・家庭・地域との連携をさらに推進し、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を、より一層充実させていくことが求められます。
- 子どもたちが町の歴史や文化に興味を持ち、郷土を愛する心が育つよう、資料の充実や積極的な情報提供に取り組むとともに、保育園から中学校までの英語教育、情報モラルに関する学習や生命（いのち）の安全教育等をとおしての人権意識の高揚、教職員の研修等による指導力の向上などを図ることが必要です。
- 不登校対策では、本人の意思を十分に尊重した上で、家庭及び関係機関等と連携し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援を行うことが必要です。
- 整備したＩＣＴ環境を積極的に活用し「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させることで「主体的・対話的で深い学び」を実現させるとともに、地域特性を活かし、英語教育や幼児教育など本町ならではの特色ある教育環境の整備が求められます。
- 学校施設では、適切な施設の維持・管理に加え、施設ごとの個別施設計画をもとにすることで、中長期的な視点を持って、更新や長寿命化等を着実に実行するとともに、地域コミュニティの拠点形成を目指すことが求められます。
- 学校給食センターでは、安全で安心な給食の提供をしていくために、施設の老朽化や職員の雇用体制などを含め、今後の事業運営について検討していく必要があります。
- 本町には県立高校や私立中等教育学校及び大学があり、地域の教育拠点としてまちづくりや人づくりと密接に結びついていることから、これらの教育機関と連携した子どもの教育の推進が求められます。
- 町は、県立大多喜高等学校の特色ある教育活動を支援することで学校の魅力向上を図るとともに、当該高等学校を核とした地域との協働による高等学校教育改革推進事業（コンソーシアム）の推進を図ります。

〔児童生徒数等の推移〕



各年度 5 月 1 日時点
資料：学校基本調査

基本方針

- 児童生徒の「生きる力」を育成します。
- 教職員の資質・能力の向上を図ります。
- 学校危機管理体制の充実と強化に一層努めます。
- 地域とともに歩む学校づくりを推進します。
- 時代や社会の要請や教育課題へ組織的に対応します。

施策の体系

1	子ども教育	1	学校教育における「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成
		2	時代に合った教育環境の整備
		3	学校危機管理体制・組織運営の充実
		4	地域の施設、人材の積極的な活用
		5	不登校児童生徒への支援
		6	学校関係施設の充実
		7	学校給食の充実
		8	県立高校の魅力アップへの支援
		9	大学など教育機関との連携

施策の内容

5-1-1 学校教育における「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

施策の方向	◆ 子どもたちを取り巻く社会環境は、少子高齢化、グローバル化、国際情勢の緊張化、高度情報化、価値観の多様化などめまぐるしく変化している中、様々な課題解決を通じて、未来に向かって、持続可能な社会の維持・発展の担い手となれるよう、「生きる力」を育みます。 ◆ 個々のニーズに応じた適切できめ細かな指導に努め、基礎的・基本的な「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力」「学びに向かう、人間性」の習得を図り「確かな学力」を育成します。 ◆ 道徳を中心に「考え、議論する道徳」の実践に努めるとともに、様々な体験活動を通して「豊かな心」の育成を図り、自然や生命を大切にする態度を養います。 ◆ 学校教育活動全体を通して生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成と体力の向上を図り「健やかな体」を育成します。 ◆ 子どもから高齢者までの人としての成長を見据え、学校・家庭・地域などが連携し社会を挙げて教育に取り組むよう努めます。 ◆ 町の子どもたちの英語教育全体を見通した教育活動を推進するため、英語教育支援アドバイザーを委託し、三育学院大学と連携を密に図りながら保育園・小学校・中学校の一貫した英語教育の充実を図ります。
主な事業	■ 教育振興事業 ■ 教育委員会事務事業 ■ 小学校教育振興事業 ■ 中学校教育振興事業 ■ 小学校施設管理事業

5-1-2 時代に合った教育環境の整備

施策の方向	◆ 児童生徒が、ＩＣＴ等を活用し、何が重要かを主体的に考え、他者と協働し、新たな価値を創造するために必要な情報活用能力を育成します。 ◆ ＩＣＴ等を活用し、学校行事や学校にこられない児童生徒への授業の配信を実施するとともに、心や体調の変化を早期発見し、不登校の未然防止を図ります。 ◆ 地元企業と連携し職場体験学習などのキャリア教育を推進します。 ◆ 学校教育の場において、ＩＴ機器の充実と授業における活用を図るとともに指導者の習熟度向上に努め、児童生徒の情報教育能力の向上を促進していきます。 ◆ 新しい教育内容に即した教材、教具の整備充実に努めます。
主な事業	■ 小学校施設管理事業 ■ 中学校施設管理事業

5-1-3 学校危機管理体制・組織運営の充実

施策の方向	◆ 「緊急時における町の連絡体制マニュアル」を随時見直し、非常事態に応じた的確な対応ができるように学校組織体制の充実と教育委員会との連携を強化し、学校危機管理体制の充実を図ります。 ◆ 学校における職員間及び学校管理職と教育委員会が連携を図り、教職員の資質の向上や学校組織運営の充実に努めます。 ◆ 学校運営協議会制度の導入により、学校・家庭・地域が連携・協働し、一体となってこどもたちを育てていくことを支援します。
主な事業	■ 小学校施設管理事業 ■ 中学校施設管理事業 ■ 教育委員会事務事業

5-1-4 地域の施設、人材の積極的な活用

施策の方向	◆ 図書館や体育施設など地域の施設との連携と活用の充実を図ります。 ◆ 学校教職員と三育学院大学のA L Tとの共通理解を図り、英語力の向上に努めるとともに、学習サポーターなどの人材活用や学校施設管理においても、地域の協力をいただきながら推進します。 ◆ 少子化が進む中、児童生徒が将来にわたり多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむ事ができる機会を確保するため、部活動改革を推進します。
主な事業	■ 教育委員会事務事業

5-1-5 不登校児童生徒への支援

施策の方向	◆ 家庭との連携や児童生徒の理解の向上を図るとともに、県教育委員会とも連携し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや夷隅地区不登校等児童生徒サポートセンター訪問相談担当教員、夷隅健康福祉センター、児童相談所、町健康福祉課等による共通理解を進めることで、児童生徒にとって有効な学びの場の設定を図ります。 ◆ I C Tを活用し、不登校児童生徒への授業の配信を実施します。
主な事業	■ 教育委員会事務事業

5-1-6 学校関係施設の充実

施策の方向	◆ 安全・安心な施設環境の確保や教育環境の質的向上を図るため、計画的に学校施設の整備を推進します。
主な事業	■ 小学校教育振興事業 ■ 中学校教育振興事業 ■ 小学校施設管理事業 ■ 中学校施設管理事業

5-1-7 学校給食の充実

施策の方向	◆ 学校給食に係る衛生管理を一層強化するとともに、児童生徒の健康体質や栄養バランスに配慮した安全で安心な給食の提供に努めます。 ◆ 給食業務の合理化・効率化を図るため、調理や配送業務等の民間委託の実施を推進します。 ◆ 施設設備の老朽化及び少子化による児童生徒数の減少を考慮した上で、広域連携の可能性を多角的な観点で検討します。
主な事業	■ 学校給食センター管理運営事業

5-1-8 県立高校の魅力アップへの支援

施策の方向	◆ 大多喜高等学校においても、ネイティブな環境で英語学習ができるよう、三育学院大学のALTの派遣経費や生徒の英語検定料を補助し、保育園から小中学校そして高等学校へと連続した英語教育を推進します。 ◆ 町や企業等との連携を図り、地域に根差した高等学校としてキャリア教育を充実します。
主な事業	■ 大多喜高校支援推進事業

5-1-9 大学など教育機関との連携

施策の方向	◆ 保育園から中学校まで系統的な学びの体系を整備するとともに、三育学院大学講師と連携を密にし、保・小・中一貫した英語教育の充実を図ります。 ◆ 千葉工業大学との包括的連携協定のもと、千葉工業大学が所有する知的財産を活用し、タブレットを活用したICT教育支援や小中学生対象の出前授業を開催します。
主な事業	■ 教育委員会事務事業

成果指標

指標名	現状値	目標値
中3生徒における 英検3級程度の英語保有力率	11.3%	30%
学校評価アンケートの満足度 (児童・生徒)	89.0%	90%
学校評価アンケートの満足度 (保護者)	85.4%	90%

関連計画

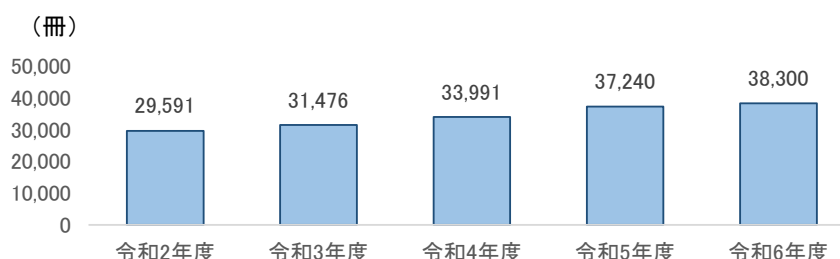
計画名	計画期間
学校施設の個別施設計画	令和4年度～令和13年度

5-2 生涯学習

現状と課題

- 町民が生涯にわたって生きがいを持って充実した人生を送っていくためには、誰もが学びたいときに容易に学びの場を得られる環境の整備が求められます。
- 生涯学習活動の拠点となる公民館や図書館の施設改修を進めるなど、生涯学習の環境づくりに努めてきたことに加え、各種団体の協力も得て、多様な生涯学習プログラムの企画・実施に取り組み、町民の生涯学習活動を促進してきました。
- 今後のまちづくりでは、地域コミュニティの活性化や住民と行政との協働の重要性が増していることから、生涯学習活動の更なる充実や生涯学習に関する情報の効果的な提供、活動団体への支援充実、図書館の機能強化等を図るとともに、幼児から高齢者まで切れ目なく生涯学習活動が展開されるような取組を推進することにより、得られた成果を地域に還元していくことが求められます。
- 青少年の健全育成では、これまで地域や関係機関と連携を取りながら、スポーツ等のイベントや社会体験活動、清掃美化活動、防犯パトロール等を実施しており、今後も継続的に活動を実施することが求められます。
- 図書館の利用者は、増加しているものの利用する人と利用しない人が二極化しているため、多くの住民が利用したいと思う図書館にしていくことが望まれます。
- 図書館では、蔵書のインターネット検索・予約等による利用サービスの普及を進めるとともに、図書館における若年層ボランティアの人材（読み聞かせ等）の育成など将来を見据えた活動体制づくりを推進していくことが必要です。

〔図書館本貸出数の推移〕



基本方針

- 住民がそれぞれの目的や志向、ライフステージに応じて学習できる環境を整備し、生涯学習活動を活性化します。
- 地域や関係機関が連携して、青少年を取り巻く地域環境の整備をするとともに、社会的に自立できる健全な青少年の育成に努めます。

施策の体系

2	生涯学習	1	学習機会の提供
		2	生涯学習活動の活性化に向けた情報の提供
		3	活動団体の支援充実
		4	子どもの読書活動の推進
		5	図書館の機能強化
		6	生涯学習施設の整備・充実

施策の内容

5-2-1 学習機会の提供

施策の方向	◆ 住民ニーズを踏まえた学級・講座の内容により、学習活動のきっかけづくりや学習意欲の向上に向けた取組を関係機関と連携しながら進めます。
主な事業	■ 生涯学習推進事業

5-2-2 生涯学習活動の活性化に向けた情報の提供

施策の方向	◆ 広報紙やホームページ、SNSをとおして発信する生涯学習に関わる情報が住民に行き渡り、住民にとってわかりやすく、役に立つ内容で、有効に活用されるように努めます。
主な事業	■ 生涯学習推進事業

5-2-3 活動団体の支援充実

施策の方向	◆ 生涯学習活動を行う各種団体やグループ等を支援することにより、活動の継続に努めます。 ◆ 青少年の健全育成のために地域や関係機関と連携を取りながら、スポーツ等のイベントや社会活動、清掃美化活動、防犯パトロール等を実施していますが、今後も継続的に活動を実施し、青少年の健全育成に取り組みます。
主な事業	■ 生涯学習推進事業 ■ 青少年健全育成事業

5-2-4 子どもの読書活動の推進

施策の方向	◆ 子ども読書活動推進計画に基づき、各種事業を展開し子どもが読書に親しむための機会の提供、子どもの自主的な読書活動の推進、読書活動についての啓発活動と推進体制を継続して整備します。 ◆ 「読書思い出帳」の導入等、未就学児から高齢者まで、より多くの住民に読書への関心を持ってもらえるよう利用増対策に努めます。
主な事業	■ 図書館管理運営事業

5-2-5 図書館の機能強化

施策の方向	◆ 図書資料を適切に収集・保存・整理し、町民が利用しやすい図書館づくりに努めるとともに、蔵書のインターネット検索・予約システムの利用普及と機能強化に努めます。
主な事業	■ 図書館管理運営事業

5-2-6 生涯学習施設の整備・充実

施策の方向	◆ 利用者の利便性に考慮した施設の改修等を計画的に進め、誰もが利用しやすい生涯学習施設を目指します。 ◆ 子育て世帯の移住・定住を促進するため、「大多喜お城の森公園」の適切な維持管理、遊具の充実等の環境整備に努めます。
主な事業	■ 公民館管理運営事業 ■ 公園管理事業

成果指標

指標名	現状値	目標値
公民館延べ利用者数	15,655 人	16,000 人
図書館本貸出冊数	38,300 冊	39,000 冊

関連計画

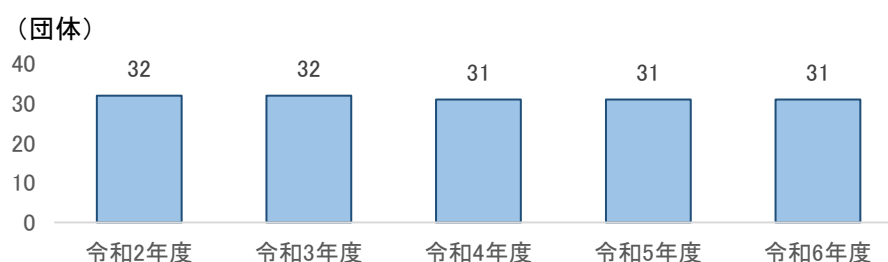
計画名	計画期間
第4次子ども読書活動推進計画	令和6年度～令和10年度

5-3 芸術・文化

現状と課題

- 文化団体連絡協議会を中心に行っている文化団体発表会等への支援により、町民が芸術・文化活動を実践する場や多様な芸術・文化に触れる機会の充実を図ってきました。
- 住民ニーズに応じて活動施設を整備充実させるとともに、町民が自らの活動成果を発表する場の拡充や文化行事への町民参加の促進等により、更なる芸術・文化活動の活性化を図ることが求められます。
- 少子高齢化が急速に進む中、本町の芸術・文化活動の担い手として期待される各種団体では、会員が高齢化するとともに会員数が減少している団体が多いことから、若年層の加入促進や指導者を中心とした後継者の育成が必要です。
- 本町には、県下有数の文化財が残されていますが、これを次世代に確実に継承していくために、町民と行政とが一体となって、適切な保護と保存に努めることが求められます。
- 文化財は、町民が郷土に対する誇りと愛着を創出するものであるとともに、観光客を引き付ける地域資源であることから、町の内外に効果的に発信し、戦略的に活用していく必要があります。
- 千葉県立中央博物館大多喜城分館については、町移譲に伴い、引き続き必要な施設改修等、千葉県への要望調整に取り組むとともに、重要な文化資産、また貴重な地域資源として幅広い保護・活用が求められます。

〔文化団体数の推移〕



基本方針

- 芸術・文化団体への支援や活動環境の整備により、芸術・文化活動の活性化を支援します。
- 文化財を適切に保護・保存するとともに、まちづくりに有効に活用します。

施策の体系

3	芸術・文化	1	学習グループ・団体活動への支援充実
		2	文化資産の保護・活用

施策の内容

5-3-1 学習グループ・団体活動への支援充実

施策の方向	◆ 文化団体連絡協議会を支援することで、文化団体発表会等のイベントを支援し、活動の充実を図ります。 ◆ 文化団体会員の高齢化により会員数が減少しているため、活動団体の育成や若年層を中心に会員の加入促進に努めます。
主な事業	■ 生涯学習推進事業

5-3-2 文化資産の保護・活用

施策の方向	◆ 無形文化財保存団体の育成及び後継者確保の支援を行い次世代への継承を図ります。 ◆ 千葉県立中央博物館大多喜城分館の町移譲後の利用方針や活用計画等を検討し、交流人口の増加と観光振興に努めます。 ◆ 台古墳群の活用計画を検討します。
主な事業	■ 文化財保護活動費

成果指標

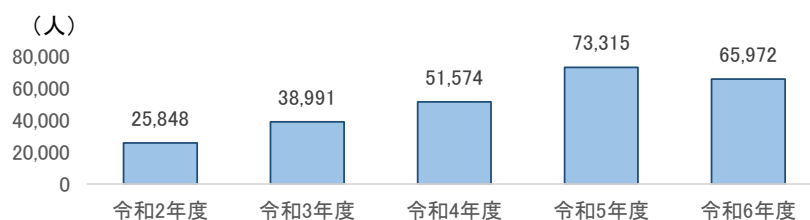
指標名	現状値	目標値
文化団体数	31 団体	31 団体 (現状維持)

5-4 スポーツ

現状と課題

- 健康を取り巻く社会状況の変化とともに健康に対する意識が高まるなか、町民のスポーツを通じた健康づくりへの関心が高まっており、町民がスポーツをより身近なものとして実践できるよう、スポーツ活動に触れ合う機会を拡充する必要があります。
- 海洋センターや野球場、テニスコート、総合グラウンド等でスポーツ活動が行われているのに加え、学校施設を開放することにより、町民が身近にスポーツに親しめる環境を整えてきました。
- スポーツ協会やスポーツ推進委員、関係団体等と連携し、幅広い年代が参加できる各種のスポーツ教室や大会等を実施し、町民がスポーツ活動を実践する機会を提供しています。
- パンプトラック施設を拠点にBMX、スケートボード等のアーバンスポーツを推進し、スポーツ活動に関わる関係人口の創出拡大を図ります。
- 今後も、スポーツ施設の維持・管理や指導者等の育成に努めることにより、スポーツ活動の基盤を充実させることが求められます。

〔スポーツ施設利用者数の推移〕



基本方針

- 子どもから高齢者まで気軽にスポーツに親しめる環境を整え、町民スポーツ活動を活性化します。

施策の体系

4	スポーツ	1	指導者の育成と各種団体との連携強化によるスポーツの振興
		2	スポーツ活動の場の充実
		3	アーバンスポーツの推進

施策の内容

5-4-1 指導者の育成と各種団体との連携強化によるスポーツの振興

施策の方向	◆ 指導者講習会等を実施し、指導者の育成を推進することにより、町民が適切な指導を受けられる基盤を整備し、スポーツ活動への参加者拡大を図ります。 ◆ 総合型スポーツクラブや各スポーツ団体と連携し、子どもから高齢者まで誰もがスポーツに親しみ、スポーツ活動を通じて健康づくりや地域活性化を図ることができるよう、地域に根差したスポーツ活動に触れ合う環境づくりに努めます。 ◆ 学校部活動を地域へ円滑に移行させる取組を教育課と共に進め、移行後は地域クラブや各種団体と連携を図ります
主な事業	■ 保健体育振興事業 ■ 海洋センター管理運営事業

5-4-2 スポーツ活動の場の充実

施策の方向	◆ 町民がいつでも快適に多様なスポーツ活動に取り組めるよう、補助金などを活用しながら各種スポーツ施設の機能強化や維持・管理、学校施設の開放を推進するとともに、利用促進を図ります。 ◆ 1日や半日で実施できる教室や体験会の充実を図り、子どもや親の負担が少なく参加できるようなスポーツ活動を推進します。 ◆ 施設全体が老朽化していることから、修繕必要箇所を順位付けし、補助制度を活用しながら計画的かつ効率的に修繕を行います。
主な事業	■ 海洋センター管理運営事業 ■ 海洋センター屋外施設管理運営事業

5-4-3 アーバンスポーツの推進

施策の方向	◆ BMX、スケートボード等のアーバンスポーツを推進することにより、若年層を主とした移住・定住の促進や関係人口の創出拡大を図ります。
主な事業	■ アーバンスポーツ施設整備・運営事業

成果指標

指標名	現状値	目標値
スポーツ施設延べ利用者数	65,972 人	70,000 人

関連計画

計画名	計画期間
アーバンスポーツ推進計画	令和 7 年度～令和 9 年度

基本目標 6

健康・福祉

～ 子育てしやすく健康で人にやさしいまちづくり

- 6-1 結婚・こども・子育て支援
- 6-2 健康・医療
- 6-3 高齢者福祉
- 6-4 地域福祉
- 6-5 障がい者福祉
- 6-6 社会保障

当該施策と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）

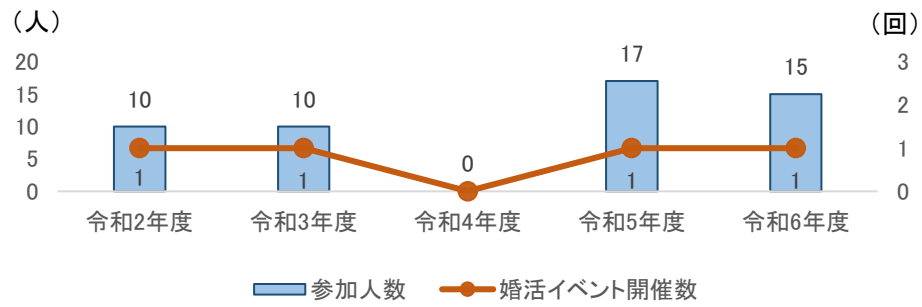


6-1 結婚・こども・子育て支援

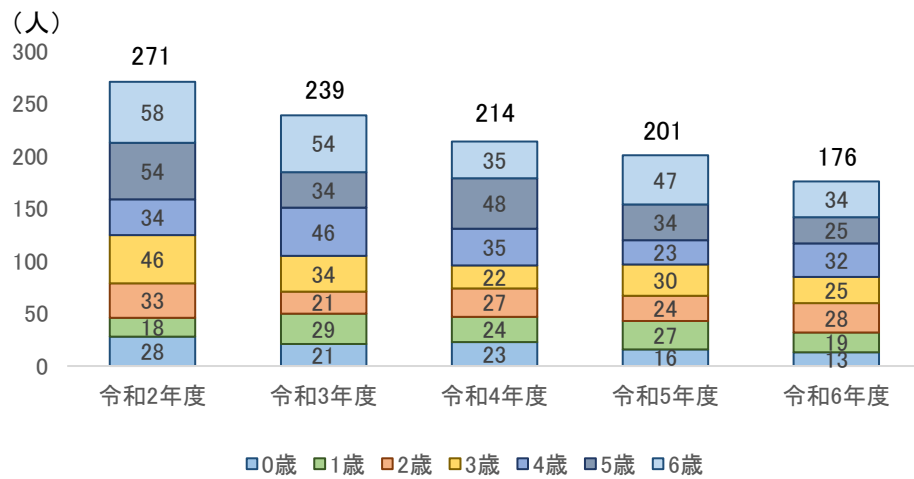
現状と課題

- 出生率低迷の背景として、未婚者の増加、晩婚化や晩産化が進んでいることから、出生率の改善や定住人口の確保に向けて、住民の結婚を支援する取組を推進していくことが必要となっています。
- すべてのこども・若者の権利や最善の利益が尊重され、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現が求められています。
- 本町の合計特殊出生率は、全国や千葉県の水準を下回って推移していますが、就学時のこどもの数は出生時より増加の傾向がみられています。多くの子育て家庭が本町でこどもを育てていきたいと思えるような町を目指し、地域全体でこどもやその家庭にやさしいまちづくりを推進していくことが必要となっています。
- 核家族の増加や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や地域住民から子育てに対する支援を得ることが困難な状況になるなど、子育て環境は大きく変化しており、地域の実情に合わせて子育て支援施策を充実していくことが求められています。
- こども家庭センターの機能を生かし、妊娠期から子育て期を包括的に支援するとともに、学童期、思春期に至るまで保健、福祉、保育、教育、医療、民間団体などのこどもを取り巻く様々な関係機関と連携し、こどもやその家庭を継続的に支援することが求められています。
- 保育園2園では、待機児童を発生させることなく保育需要に対応してきたのに加え、三育学院大学と連携した英語教室や自然環境保育を実施するなど、特色ある保育を展開してきました。子育て世代からは、更なる保育内容の充実や保育サービスの提供が求められています。
- 子育て家庭に対する経済的支援や育児不安の解消に向けた様々な取組を継続的に実施し、安心してこどもを産み育てられる環境づくりを推進していくことが求められます。
- 人口は減少傾向にあるものの、働き方が多種多様となり3歳未満児の保育園の利用希望や一時保育の利用などが増加傾向にあることから、保育ニーズに合わせた運営体制を整えていく必要があるとともに、保護者が一緒に過ごす時間を確保することも必要となっています。
- 困難を抱えるこどもやその家庭は様々な要因が複合的に重なり合っていることが多いことから、専門職や保健、福祉、教育など関係機関との連携により継続的な支援が必要となっています。

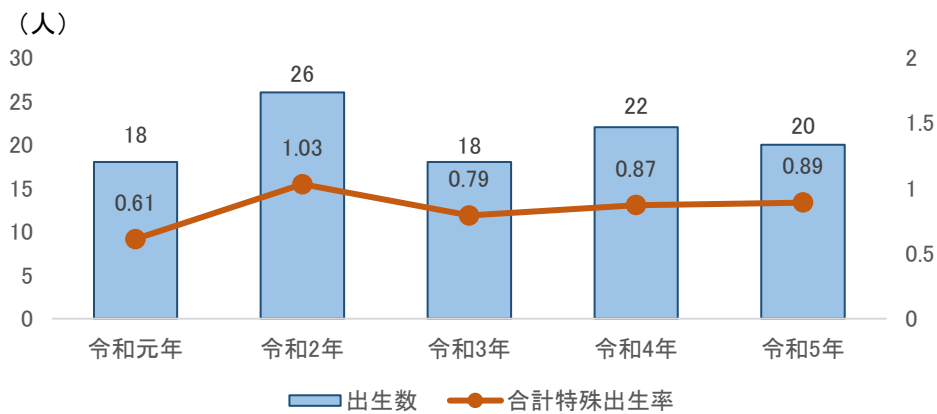
〔婚活イベント実施回数・参加者人数推移〕



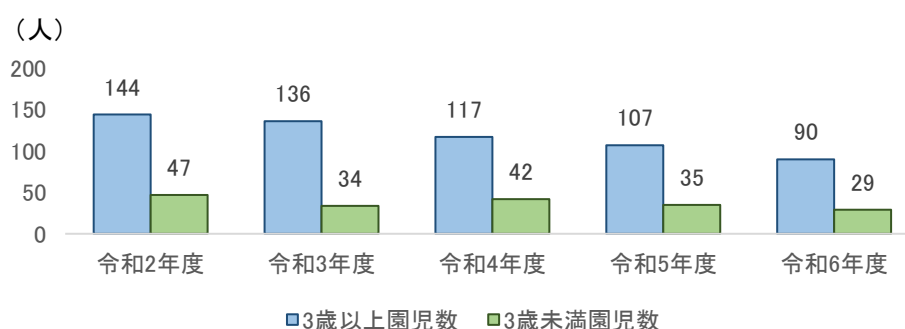
〔就学前児童の推移〕



〔出生数、合計特殊出生率の推移〕



〔保育園の園児数の推移〕



各年度4月1日時点
資料：児童数報告

基本方針

- 定住人口の確保に向けて、結婚支援を推進します。
- こどもまんなか社会の実現を目指します。
- 妊娠期、子育て期、学童期、思春期に至るまで切れ目のない支援を行うことで、こどもの成長発達を見守り、支援していくとともに、安心して育児ができる環境づくりを目指します。
- 多種多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの継続的な提供に努めるとともに、保護者と一緒に過ごす時間の大切さについて周知を図ります。
- 保育園、小学校、中学校、高等学校と連携を図り、学びの連続性の確保に努めます。
- 子育て支援センターやこども家庭センターで、子育て相談や支援など、育児不安の解消に向けた様々な取組を継続的に実施するとともに、子育て家庭の負担軽減に努め、安心してこどもを産み育てられる環境づくりを図ります。

施策の体系

1	結婚・こども ・子育て支援	1	結婚促進のための支援施策の推進
		2	こどもまんなか社会の形成
		3	保育サービスの充実
		4	特色ある保育の実施
		5	子育て家庭の負担軽減
		6	子育て支援環境の整備

施策の内容

6-1-1 結婚促進のための支援施策の推進

施策の方向	◆ 人口増対策を目的とした結婚支援として、婚活イベントの開催や町への移住希望者とのお見合いなど、さまざまな形で男女の出会いの場を設けます。 ◆ 結婚新生活支援補助金の交付など、新婚家庭を支援します。
主な事業	■ 結婚活動支援事業 ■ 結婚支援のための拠点づくり事業

6-1-2 こどもまんなか社会の形成

施策の方向	◆ 子ども・子育て支援事業計画や国のこども大綱に基づき、妊娠期・子育て期・学童期・思春期に至るまでの切れ目のない支援を行います。 ◆ こども家庭センターの母子保健と児童福祉の一体的支援の機能を発揮し、こどもの健やかな成長発達を支援するとともに、困難な状況にあるこどもやその家庭には関係機関と連携し、個々の状況に応じたきめ細かい支援を実施します。 ◆ 支援が必要な家庭に保育園、学校、児童相談所などの関係機関と連携し、こどもの見守りや家庭支援を強化することで、児童虐待を防止し、こどもの権利を守ります。
主な事業	■ こども家庭センター運営事業 ■ 大多喜町要保護児童対策協議会

6-1-3 保育サービスの充実

施策の方向	◆ 多種多様化する保育ニーズに対応した一定の保育サービスを提供するとともに、今後も職員の知識や能力の向上に努め、保育サービスの充実を図ります。 ◆ こども誰でも通園制度では、親が働いていなくても未就園児を保育園に預けられることで親の育児負担軽減や専門職の保育により、家庭だけでは得られない経験ができるなど、子育て環境の充実を図ります。 ◆ 保育園留学では、他地域からの保育園利用により、町内保育園児が異なる背景を持つ人と関わることで、コミュニケーション能力や協調性が育まれ、豊かな人格形成の充実を図ります。
主な事業	■ 保育園管理運営事業 ■ 自然環境保育事業

6-1-4 特色ある保育の実施

施策の方向	◆ 保育園、小学校、中学校、高等学校まで英語教育を継続的に実施し、学びの連続性の確保を促進します。 ◆ 幼児教育では、スポーツや音楽を採り入れた斬新で魅力のある保育を実施します。 ◆ 本町の自然豊かな環境を活かした自然環境保育を充実します。 ◆ 園外保育を積極的に実施し、様々な人との交流や体験を通じて、自ら考え、判断し、表現できる人間性豊かなこどもを育むことを目指します。
主な事業	■ 特徴ある教育の展開事業

6-1-5 子育て家庭の負担軽減

施策の方向	◆ 出産祝金制度、こどもの入学時など成長の節目に合わせた支援、学校給食費補助、子ども医療費等の助成により、保護者を経済的に支援し、安心して子育てできる環境を整えます。また、子育て家庭の経済的負担の軽減に向けてニーズを把握しながら引き続き支援を行います。 ◆ 不妊及び不育治療費の一部を助成し、こどもを望む夫婦への経済的負担軽減を図ります。
主な事業	■ 少子化対策事業 ■ 小・中学校教育振興事業 ■ 児童手当支給事業 ■ 子ども医療対策事業 ■ 養育医療給付事業 ■ ひとり親家庭等医療費助成事業 ■ 不妊等治療費助成事業

6-1-6 子育て支援環境の整備

施策の方向	◆ 子育て支援センターでは、子育て相談や支援、親の育児力の強化など、育児不安の解消に向けた様々な取組を継続的に実施し、安心してこどもを産み育てられる環境づくりを図ります。 ◆ 放課後児童クラブでは、利用者のニーズに対応するため、国の方針に基づき運営体制の充実を図ります。 ◆ 地域住民に協力を得て、町全体で若者やこども・子育て世代を支えるための体制づくりを図ります。
主な事業	■ 地域子育て支援センター運営事業 ■ 児童クラブ運営事業 ■ こども家庭センター運営事業

成果指標

指標名	現状値	目標値
婚活イベント開催数	1 回	1 回
新生児訪問の実施率	100%	100%
1 歳 6 か月児健診受診率	96.2%	100%
3 歳児健診受診率	86.7%	100%
子育て支援センター 年間延べ利用者数	773 人	800 人

関連計画

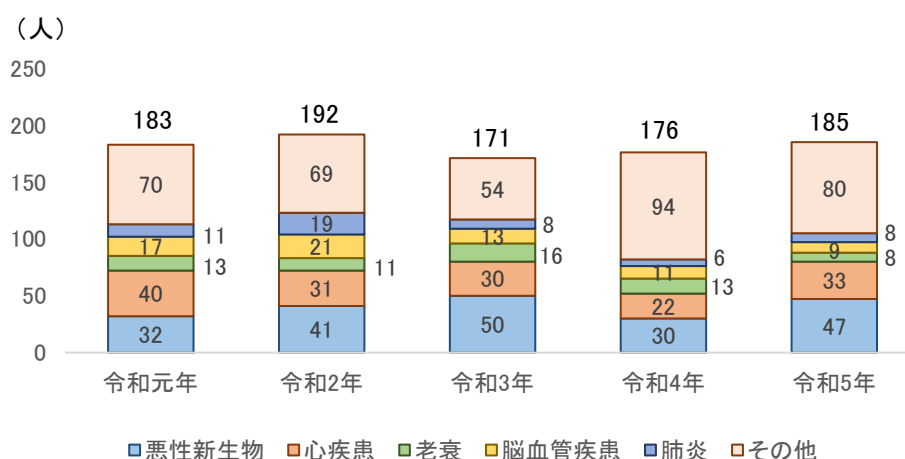
計画名	計画期間
第 3 期大多喜町子ども ・子育て支援事業計画	令和 7 年度～令和 11 年度

6-2 健康・医療

現状と課題

- 生活の質を維持向上していくためには、若い頃からの健康診査や各種疾病の検診（以下、「健（検）診」と表記します。）の受診率の向上に努めるとともに、保健医療データの分析や医療機関との連携に基づいた、効果的な保健事業を展開する必要があります。また、併せて、住民の主体的な健康づくりへの取組も推進し、健康行動への一步を踏み出せない住民も自然に健康になれる環境づくりが求められます。
- 特定健康診査の受診率が40％台と県平均より高いものの、国民健康保険医療費では、慢性腎不全や糖尿病など生活習慣病に関連した疾患にかかる医療費の割合が増加しています。
- 本町には、6つの医療機関がありますが、立地する地域に偏りがあるほか、小児科や産婦人科の専門医療機関がなく、休日・夜間や災害時の体制も十分とは言えない状況です。
- 住民意識調査の結果を見ると、「保健・医療体制」が、継続して最も重要度が高い項目となっていることから、近隣市町村や関係機関と連携し、医療体制整備を進めていくことが求められます。
- 感染症対策では、感染症予防知識の啓発を図り、感染症予防と早期対応に努めるなど、新たなウイルスによる感染症の対策など必要となっています。

〔死因別死亡数の推移〕



基本方針

- 健康の維持増進、疾病の重症化予防により、生活の質の向上を目指すとともに、自助、共助、公助による「健康な生き方」ができる町に向かって支援します。
- こどもから高齢者まですべての世代が心身ともに健やかに笑顔で暮らせるまちの実現を目指します。

施策の体系

2	健康・医療	1	ライフステージに応じた健康意識の向上と健康行動の推進
		2	住民との協働による住民主体の健康づくり活動の推進
		3	医療体制の維持
		4	感染症予防の推進

施策の内容

6-2-1 ライフステージに応じた健康意識の向上と健康行動の推進

施策の方向	◆ 健康寿命の延伸及び生活の質の向上のために、健（検）診の必要性を広く啓発し、若い世代からの受診率の向上を図るとともに、受診しやすく、メリットを感じられるような健（検）診を実施し、受診率向上を目指します。 ◆ 自然に健康づくりへの意識づけができるまちづくりを目指します。 ◆ 健（検）診での検査結果や保健医療データを生かし、ターゲットを絞って医療機関と連携のもと生活習慣病の重症化予防を支援するとともに、町民に広く生活習慣病予防のための知識の普及を行います。
主な事業	■ がん検診事業 ■ 健康増進事業

6-2-2 住民との協働による住民主体の健康づくり活動の推進

施策の方向	◆ 住民が主体的に継続的に健康づくりに取り組めるよう、健康づくりを行うグループ等に対して、健康ポイント制度や地域支え愛サポーター制度、高齢者サロン補助金等、住民個人とグループに対し必要な施策を継続して実施していきます。 ◆ 誰もが住み慣れた地域において健康で充実した生活を送れるよう、健康・食育サポーターや介護予防ボランティア等を養成し、ボランティアとの協働による健康なまちづくりを目指します。
主な事業	■ 健康増進事業 ■ 地域介護予防活動支援事業

6-2-3 医療体制の維持

施策の方向	◆ この地域にある医療資源を最大限に生かし、町民の方々にとって必要な医療が受けられるよう、他市町や関係機関と連携し、医療体制の維持に努めます。 ◆ 生活習慣病の重症化予防のために、医療機関など関係機関と連携し支援します。
主な事業	■ 医療体制整備事業 ■ 健康増進事業 ■ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

6-2-4 感染症予防の推進

施策の方向	◆ 感染症予防知識の啓発や各種予防接種の適切な実施により、感染症予防と早期対応に努めるとともに、新型コロナウイルスなど新たな感染症に対する予防対策を図ります。
主な事業	■ 予防接種事業 ■ 感染症対策事業

成果指標

指標名	現状値	目標値
がん検診の受診率	40%	60%
特定健診の受診率	45.4%	60%
特定保健指導の実施率	12.5%	60%

関連計画

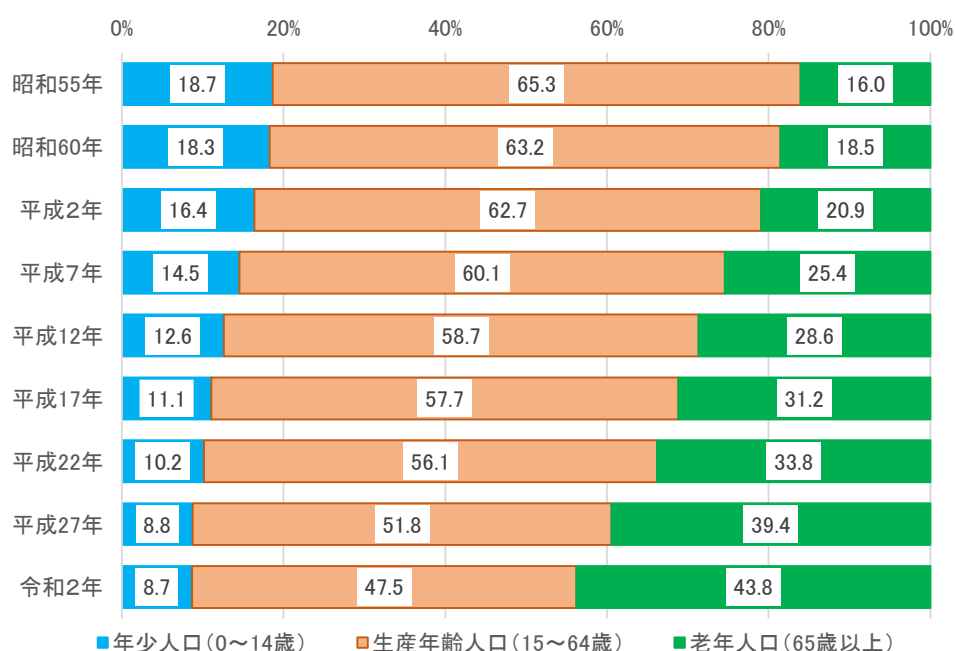
計画名	計画期間
おおたき健康まちづくりプラン	平成 31 年度～令和 10 年度
大多喜町国民健康保険第 3 期データヘルス計画及び大多喜町国民健康保険第 4 期特定健康診査等実施計画	令和 6 年度～令和 11 年度
高齢者保健福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画	令和 6 年度～令和 8 年度

6-3 高齢者福祉

現状と課題

- 急速な高齢化が進んでおり、令和 12 年には、高齢化率は 49.4%（国立社会保障・人口問題研究所令和 5 年推計）に達する見込みです。
- 65 歳平均自立期間を見ると、男性、女性とも県平均よりも短くなっています。
- 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高齢化のニーズに対応した高齢者向け施設の確保や健康づくり事業の推進体制の充実、地域において助け合い支え合う環境づくり等を推進していく必要があります。
- 介護サービス等では、近隣施設等の状況を踏まえながら高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づきサービス提供力の確保に努めます。
- 明るく活力に満ちた高齢社会を築くためには、高齢者の健康づくりを推進することにより、健康寿命の延伸を図ることが求められます。
- 公共施設等のバリアフリー化を普及・推進するとともに、高齢者の社会参画活動や生きがいを促進していくことが必要です。

〔3 区分別人口の推移〕

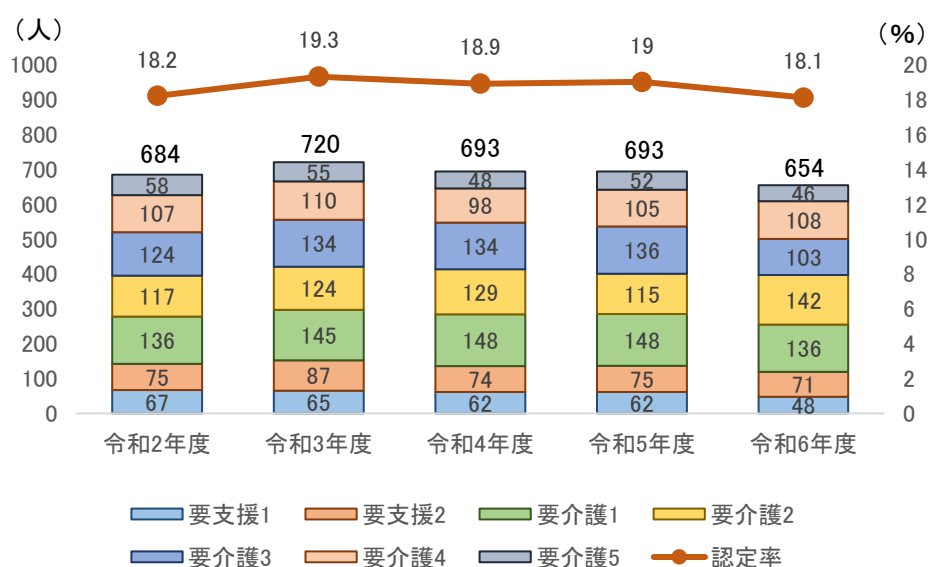


〔65 歳平均自立期間*（令和 3 年）〕

	男性	女性
大多喜町	17.77 歳	20.51 歳
千葉県	18.17 歳	21.06 歳

*65 歳平均自立期間：65 歳以上の人が必要介護 2 以上の認定を受けるまでの期間を日常生活動作が自立している期間とみなし、その平均を算出した期間

〔要支援・要介護認定者の推移〕



基本方針

- 各種高齢者向けサービスの充実を図るとともに、介護サービスを安定的に提供するためのサービス提供事業所及び人材の確保に取り組みます。
- 高齢期を健康で生きがいを持って自立した生活ができるよう、高齢者の健康づくりや社会参加を促進します。

施策の体系

3	高齢者福祉	1	高齢者向けサービスの充実
		2	サービスを提供する人材の確保
		3	高齢者の健康寿命の延伸
		4	家族介護者等への支援

施策の内容

6-3-1 高齢者向けサービスの充実

施策の方向	◆ 高齢者のニーズの高い介護保険サービス等では、近隣市町村の状況を踏まえながら高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づきサービスの確保に努めます。 ◆ 介護保険サービスに限らず、高齢者が生活していく上で必要と思われる民間サービスの情報把握に努め、積極的に発信します。
主な事業	■ 次期介護保険事業計画等策定事業

6-3-2 サービスを提供する人材の確保

施策の方向	◆ 地域やボランティアによる高齢者支援体制の維持・拡大に向けた取組を推進します。 ◆ 介護サービスを提供する人材の確保については、県の人材確保事業等を活用するとともに、介護事業者や町民に情報発信を行い、サービスを提供する人材の確保に努めます。 ◆ 介護人材の育成保護に向けた取り組みとして、千葉県介護福祉修学資金等貸付制度や、ハラスメント予防に係る周知を実施します。
主な事業	■ 地域介護予防活動支援事業 ■ 介護人材確保対策事業

6-3-3 高齢者の健康寿命の延伸

施策の方向	◆ 高齢者健診の受診勧奨を強化するとともに、地域の健康づくりボランティアと協働して健康教室等を各地で開催し、心身の健康寿命の延伸を図ります。 ◆ 現在実施している介護予防事業の効果等を毎年検証し、より効果を高められるように取り組みます。
主な事業	■ 介護予防普及啓発事業 ■ 地域介護予防活動支援事業 ■ 老人福祉団体助成事業

6-3-4 家族介護者等への支援

施策の方向	◆ 自宅における介護者の精神的又は経済的負担軽減を図ることを目的として、地域包括支援センターが相談に応じ、介護保険サービスや各種制度を調整することにより支援します。
主な事業	■ 高齢者在宅生活支援事業 ■ 包括的支援事業 ■ 家族介護支援事業

成果指標

指標名	現状値	目標値
自立している高齢者の割合	81.9%	82.1%
介護予防教室・認知症予防教室 参加者数	20 人	30 人
65 歳平均自立期間	男性 17.77 歳 女性 20.51 歳 (令和 3 年)	延伸

関連計画

計画名	計画期間
高齢者保健福祉計画及び 第 9 期介護保険事業計画	令和 6 年度～令和 8 年度

6-4 地域福祉

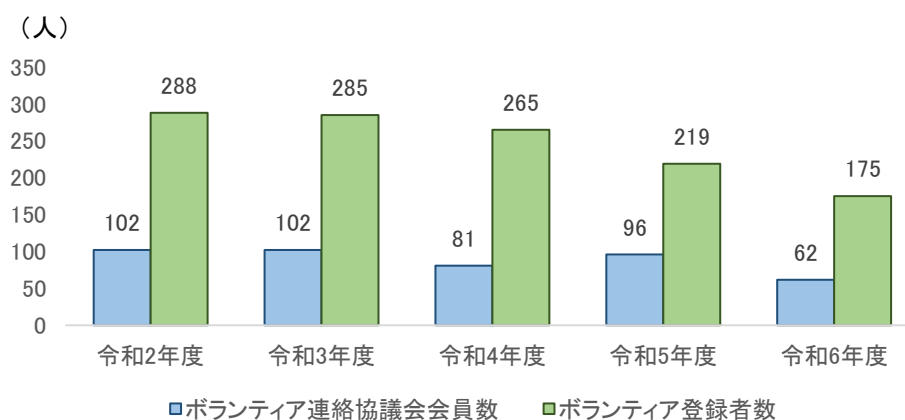
現状と課題

- 少子高齢化や核家族化の進行により、家庭内で支え合う力が低下する中、ひとり暮らしの高齢者や生活困窮者、障がい者など、支援を必要とする人が増加していることから、誰もが地域において自立した生活が送れるようにするためには、互いに支え合う体制づくりが求められます。
- 社会福祉協議会が地域福祉活動の中核的な役割を担っているほか、各地域に設置された地域ぐるみ福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア団体等が地域において多様な福祉活動を展開しています。
- 他人への思いやりの心や助け合いの精神を醸成するための取組として、地域交流事業や世代間交流事業を実施していますが、更に高齢化が進行するのに伴い、公的な福祉サービスの手が届かず、地域住民を主体とした福祉活動が期待される分野が増えているため、地域交流事業や世代間交流事業の充実が必要です。
- 地域福祉活動のより一層の活性化に向けて、町や関係団体、地域など地域福祉に関わる各主体の連携を強化するとともに、社会福祉協議会をはじめとする関係団体の活動に対して効果的な支援を実施していくことが求められます。
- ボランティアでは、ボランティア連絡協議会を中心にそれぞれの団体が活動していますが、1人の方がいくつものボランティア活動を兼務していることが多く、その方の負担が多くなっています。
- こどもから高齢者まで、地域において互いに支え合う意識を高めることや、地域福祉の担い手となるボランティアを発掘・育成するとともに、ボランティアの高齢化も進んでいることから、若い世代の参加を促すため、学校教育を通じ助け合いの精神の醸成に努めます。

〔高齢者世帯の推移〕

	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	世帯数 (世帯)	割合 (%)	世帯数 (世帯)	割合 (%)	世帯数 (世帯)	割合 (%)
一般世帯	3,570	100.0	3,434	100.0	3,380	100.0
高齢者のいる世帯	2,222	62.2	2,268	66.0	2,270	67.2
単独世帯	438	19.7	482	21.3	599	26.4
夫婦のみ	489	22.0	541	23.9	572	25.2
その他	1,295	58.3	1,245	54.9	1,099	48.4

〔ボランティア登録者数の推移〕



基本方針

- 地域福祉の担い手の育成や福祉意識の高揚を図り、互いに支え合う体制づくりを促進します。
- 地域福祉活動に関わる各主体の連携を強化するとともに、関係機関の活動が活性化するような適切な支援を行います。

施策の体系

4	地域福祉	1	地域福祉活動推進のための連携・協力体制の強化
		2	助け合いの精神にあふれた人づくり

施策の内容

6-4-1 地域福祉活動推進のための連携・協力体制の強化

施策の方向	◆ 各種関係団体との協力により地域福祉に関する各種サービスを推進し、その活動内容を周知することにより、連携・協力体制の強化を図ります。 ◆ 社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の関係団体の福祉活動が活発にできるよう、各団体が抱える諸問題、ニーズを見極め、支援体制の強化を図ります。 ◆ ボランティアの養成・研修機会の拡充や情報提供の充実を図ることにより、多様なボランティアの発掘・養成を進めるとともに、社会福祉協議会と連携を図り、ボランティア活動を支援します。
主な事業	■ 社会福祉関係団体助成事業 ■ 民生委員活動事業

6-4-2 助け合いの精神にあふれた人づくり

施策の方向	◆ 学校教育における福祉教育を推進するとともに、生涯学習の場をと おして高齢者や障がい者等と地域住民との交流事業や世代間交流事 業を充実させることにより、助け合いの精神にあふれた人づくりを 推進します。
-------	--

成果指標

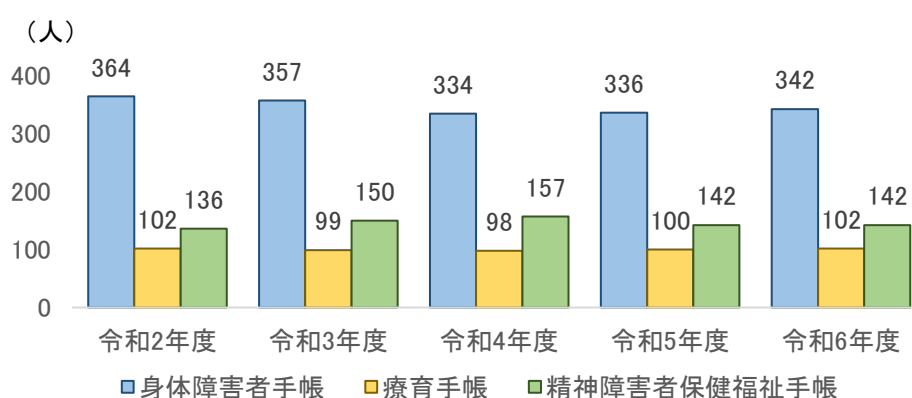
指標名	現状値	目標値
ボランティア連絡協議会会員数	46 人	46 人 現状維持

6-5 障がい者福祉

現状と課題

- 障がい者数の推移を見ると、身体障害、知的障害及び精神障害の3障がいとも、同程度に推移しています。
- 障がい者施策では、民間の協力を得ながら、障がい者（児）が日中活動を行う事業所の拡充や療育・発達支援の体制強化などの充実に取り組んできました。
- 障がい者は、年齢や障がいの重さ・部位、生活状況などが様々で、一人ひとりが多種多様な支援ニーズを持っていることから、誰もが地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりに向けては、まだ十分とは言えない状況です。
- 障害者総合支援法の「入所等から地域生活への移行」の指針に沿った環境づくりをより一層進めていく必要があり、障がい者や家族等が必要とする情報の収集・提供や相談体制の整備、障がい者の就労促進に向けた企業等への啓発活動、障がいの早期発見・早期治療の推進等に取り組むことが求められます。
- 子育て期では、関係機関と連携しながら、母子保健事業や子育て支援事業を通じて、疾病や障がいの予防、早期発見に取り組んでいくことが必要です。
- 障害福祉サービスでは、利用量は年々増加傾向にあり、不足しているサービス事業の業種はありますが、利用できるサービスについてはほぼ割り当てられていることから、必要とされるニーズを把握しながら、不足しているサービスの充実に努めることが必要です。

〔障害者手帳所持者数の推移〕



基本方針

- 障がいの有無にかかわらず、地域において自分らしくいきいきと生活ができるまちづくりを進めます。

施策の体系

5	障がい者福祉	1	地域生活への移行支援の充実
		2	啓発・権利擁護の推進
		3	子どもへの支援体制の充実
		4	就労支援の強化
		5	安全・安心な暮らしの確保
		6	生活の質の向上支援

施策の内容

6-5-1 地域生活への移行支援の充実

施策の方向	◆ 障がい者の自立生活の継続や、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行促進を図るため、障害者総合支援法による自立支援給付・地域生活支援事業や各種生活支援サービスなど、ニーズに応じた支援に努めるとともに、不足しているサービスの確保に努めます。
主な事業	■ 障害者福祉事業

6-5-2 啓発・権利擁護の推進

施策の方向	◆ すべての住民が互いに尊重し合い、障がいへの正しい理解を深めるため、多様な啓発活動やきめ細やかな相談支援を推進するとともに、障がい者の権利を擁護する仕組みづくりを進めます。
主な事業	■ 障害者福祉事業

6-5-3 子どもへの支援体制の充実

施策の方向	◆ 地域の子ども・子育て支援施設や療育機関、学校が連携しながら、障がいの状況や特性、発達の状況等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす療育・教育の推進を図ります。
主な事業	■ 障害者福祉事業

6-5-4 就労支援の強化

施策の方向	◆ 企業等での雇用を積極的に促進するとともに、農福連携事業を推進し、障がい者の就労の拡大を図ります。 ◆ 企業等への就職が困難な人への福祉的就労機会の確保を図るとともに、障がい者が就労や通所を安定的に続けていくための生活支援に努めます。
主な事業	■ 障害者福祉事業

6-5-5 安全・安心な暮らしの確保

施策の方向	◆ 障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関や地域住民と連携しながら、医療、交通、防災、防犯などの面で障がい者への配慮に努めるとともに、障がい者にとって住みやすいまちづくりに努めます。
-------	--

6-5-6 生活の質の向上支援

施策の方向	◆ 障がい者一人ひとりの生活の質の向上や心身機能の維持・回復を図るため、疾病予防・健康づくり・医学的リハビリテーションの取組を促進するとともに、生涯学習活動やスポーツ活動、社会活動など幅広い活動への参加を促します。
主な事業	■ 障害者福祉事業

成果指標

指標名	現状値	目標値
障がい者福祉サービス 延べ利用者数	1,578 人	1,840 人

関連計画

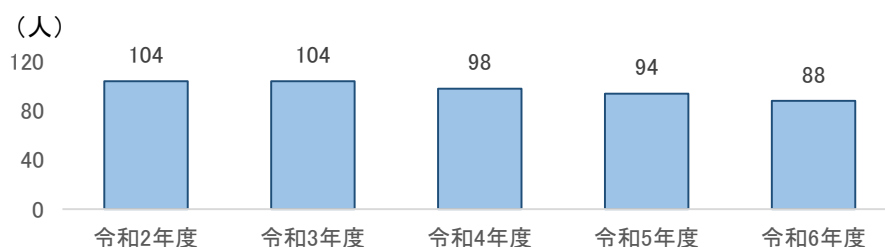
計画名	計画期間
第4次障がい者基本計画	令和3年度～令和8年度
第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画	令和6年度～令和8年度

6-6 社会保障

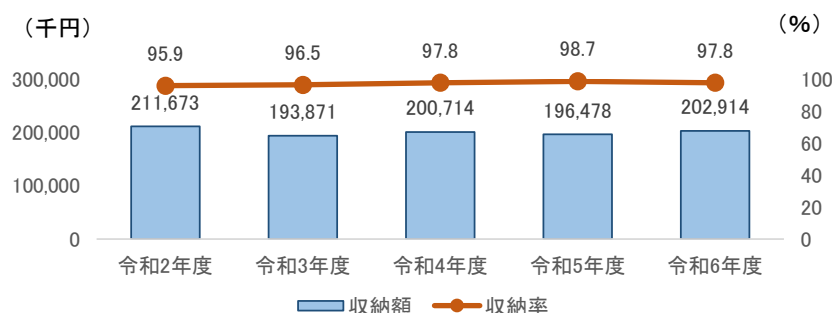
現状と課題

- 生活保護に関しては、制度実施機関である県と連携しながら、相談に適切に対応するとともに、就労可能な被保護者については自立に向けた支援に積極的に取り組んでいく必要があります。
- 生活困窮者自立支援制度については、貧困の連鎖を防ぐ目的で生活保護世帯、就学援助受給世帯、児童扶養手当受給世帯等の小学4年生から中学3年生を対象に「子どもの学習支援事業」を実施していますが、対象者が限定的であるため制度利用者は伸び悩んでいます。教育委員会、各学校と連携し利用促進を図ることが必要です。
- 国民健康保険では、加入者に高齢者や低所得者が多いことから、財政基盤が脆弱な状況下での厳しい運営を強いられています。国民健康保険制度の広域化に伴い、県と町で財政運営を担うことになり、安定的な財政運営を目指し、制度の普及啓発と相互扶助意識の高揚に努め、保険税の収納率を高く維持することが求められます。また、マイナンバーカードの保険証としての利用促進も求められています。
- 国民年金制度では、老後等における生活安定に不可欠な制度であり、将来にわたって持続できるよう適正な運用が求められていることから、国における年金制度の動向を踏まえ、町民に対し制度の正しい理解の浸透を図る必要があります。

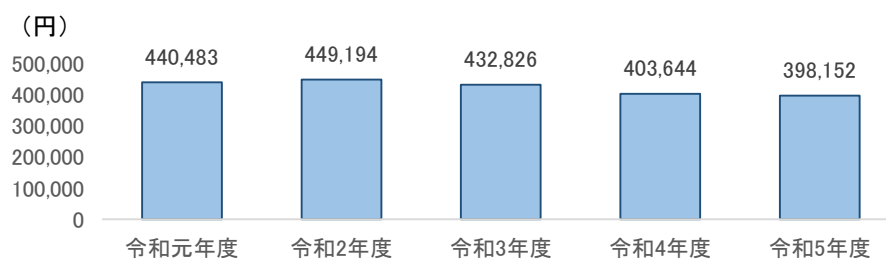
〔生活保護世帯数の推移〕



〔国民健康保険税収納率の推移及び収納額の推移〕



〔国民健康保険被保険者1人当たり医療費の推移〕



基本方針

- 社会保障制度について住民の理解を高め適正に運用することにより、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

施策の体系

6	社会保障	1	低所得者福祉の充実
		2	国民健康保険の充実
		3	国民年金制度啓発活動の充実

施策の内容

6-6-1 低所得者福祉の充実

施策の方向	◆ 関係機関との連携を図り、低所得者のニーズに合った支援策（生活保護・生活困窮者自立支援制度等）へつなげ自立を支援します。
-------	---

6-6-2 国民健康保険の充実

施策の方向	◆ 国民健康保険の健全化を図るため、国民健康保険税の収納率の向上、生活習慣病予防のための特定健診や特定保健指導などの保健事業の充実等による医療費の抑制に努めます。
主な事業	■ 特定健康診査等事業

6-6-3 国民年金制度啓発活動の充実

施策の方向	◆ 広報紙を活用し制度の周知を図るとともに、年金事務所と連携し、年金相談や未加入者への加入促進に努めます。
-------	---

成果指標

指標名	現状値	目標値
国民健康保険税収納率 (現年分)	97.8%	99%
国民健康保険被保険者 1人当たり医療費	398,152 円	382,000 円

関連計画

計画名	計画期間
大多喜町国民健康保険 第3期データヘルス計 画及び大多喜町国民健 康保険第4期特定健康 診査等実施計画	令和6年度～令和11年度